

A Way of Life

—Seko Koichi—

27号

令和2年(2020年)1月

世耕弘一先生建学史料室広報

Twitter「不倒館(近大)」
「創設者世耕弘一」
初代総長のことば
配信中

不倒館―創設者 世耕弘一記念室
では、Twitterに、「創設者世耕弘一
初代総長のことば」を始め、不倒館
ご来訪紹介や開館日など各種お知らせ
を投稿しています。

「創設者世耕弘一初代総長のこと
ば」から、高い反響(Twitterでは「い
いね」と表現)のあった投稿を次に
ご紹介します。

社会生活に乗り出す第一歩として、文化人とし
ての資格を得る意味において、日頃の礼儀作法
ということ、特に礼節を重んずるということを
忘れないようにしていただきたい。一番、人の
値打ちを左右するものは、礼儀が正しいか正し
くないかということであり、それが一番深い印
象を他人に与えるのであります。

社会生活に乗り出す第一歩とし
て、文化人としての資格を得る意
味において、日頃の礼儀作法とい
うこと、特に礼節を重んずるとい
うことを忘れないようにしてい
ていただきたい。一番、人の値打ちを左
右するものは、礼儀が正しいか正
しくないかということであり、そ
れが一番深い印象を他人に与える
のであります。(昭和三十九年近
畿大学学報第四十三号「近畿大学
工学部卒業式の総長訓辞」から)

すべて他人に責任をゆだねずに、自らの責任
であると解釈する。そう解釈してすべてに処
すれば、必ず、立派な社会の開拓者として諸
君は尊敬され、信頼され、そうして立派に成
功して幸福な生活が営まれるであろう。

すべて他人に責任をゆだねずに、
自らの責任であると解釈する。そ
う解釈してすべてに処すれば、必
ず、立派な社会の開拓者として諸
君は尊敬され、信頼され、そうし
て立派に成功して幸福な生活が営
まれるであろう。(昭和三十九年
近畿大学学報第四十三号「近畿大
学卒業式世耕総長の訓辞から」)

Twitter「不倒館(近大)」は、左
記のアカウント又はQRコードから
ご覧いただけます。



Twitter「不倒館(近大)」

「不倒館―創設者 世耕弘一記念室」の
Twitterは、近畿大学の創設者である世耕
弘一先生の残した言葉や、不倒館の各種お
知らせを配信しています。皆さんのフォ
ローをお待ちしています。

名前 不倒館(近大)
アカウント @futoukan



建学史料室からお願い

▼史資料提供のお願い

建学史料室では、世耕弘一先生、政
隆先生、弘昭先生ご生前の関係史資料
(出版物、書簡、写真、録音テープ、ビ
デオ、その他何でも結構です)を、現
在もお手元に保管されている方々に
その関係史資料のご寄贈又は複製で
のご提供を賜りたく、広く皆様方にご協
力をお願いしています。

詳細につきましては、建学史料室
までお問い合わせください。

▼開館日・お問い合わせ

不倒館の開館日・時間は、近畿大
学ホームページ「不倒館―創設者世
耕弘一記念室」のページでお知らせ
しています。

近畿大学ホームページのトップ
ページで「不倒館」と入力し、検索
してください。

また、開館日以外の見学ご希望に
ついては、建学史料室までお問い合わせ
ください。

▼ご意見ご感想

本誌や不倒館ホームページへの
感想やご意見をお寄せください。

お寄せいただいたお便りについて
は、今後の本誌などの編集に役立て
させていただきます。また、こちら
からお問い合わせをさせていただく
場合や、広報誌の中でお名前ととも
にご紹介させていただくことがあり
ますので、あらかじめご了承ください。

アーカイヴズ研究活動報告

学内研究会開催報告

二〇一九年一月二十四日、本館九階にて、建学史料室主催の学内研究会（講演会）が行われました。今回は、京都大学文書館教授・西山伸氏に講師を依頼し、大学史編纂の近年の動向を踏まえた校史関係史料の収集・整理・活用について、「大学沿革史編纂の現状と意義」という題目で講演をして頂きました。参加者の内訳は、教員十四人、職員七十二人、一般の参加者十人の合計九十六人でした。

西山氏はまず、『京都大学百年史』編纂や、現在、従事されている京都大学百二十五周年史編纂作業の経験や、あと六年しかないという認識を持つ必要があることについて言及されました。

続いて、大学史の歴史について、(1)一九七〇年代まで、(2)一九八〇年代・九〇年代（一九八八年）、(3)一九九〇年代（一九九〇年）、(4)二〇〇一年以降の四つの区分に分けてお話をしました。

まず、(1)の時期を代表する事象として、一九五〇年代末に新制大学十年史が刊行されたことについて触れ、更に、大学史編纂におけるエポックメイキングな出来事として、『慶應義塾百年史』と『東北大学五十年

史』の編纂を挙げられました。なかでも、『東北大学五十年史』は、日本社会史の教員が中心となつて歴史実証主義の立場から執筆されたという点で価値があるとのことでした。

次に(2)の時期について、大学紛争も落ち着き経済状況も良好であり、大学にとつて平和な時代だったという点を背景に、大学史の刊行数が増加する時代であつたと総括されました。特に、この時期を代表する大学史として『東京大学百年史』を紹介され、実証レベルの飛躍的向上、詳細な資料・データの駆使などの点において、今に至るまで大学史の最高峰の座を譲っていないとの評価をされました。

続く(3)は、多くの新制大学が五十年を迎えたことから、大学史の刊行が続いた時期だったと纏められました。また、(4)は、経済状況が悪化して募金集めも難しくなり、かつ、一九九〇年代以降の終わりなき大学改革の時代にあつて、大学史編纂の余力が失われて厳しい時代であつたと整理されました。

続いて、大学史執筆までに必要な取り組みとして、(1)編纂体制、(2)資料、(3)構成の三点についてお話されました。

まず(1)については、かつてのようにならぬ大学史を書き上げられるような時代ではもはやなく、編纂を担当する部署の設置が不可欠であるとのことでした。また、最も重要なのは誰が執筆するかであり、余り執筆

者の人数を多くし過ぎると、原稿が集まらない事態になりかねない一方で、特定の個人に負担が集中することとも望ましくないとのことでした。

次に(2)については、組織運営、意思決定のための文書が重要であり、私立大学の場合は法人と教学側の双方についての資料が必要となるとのことでした。また、教育資料として、時間割すら残されていないことも少なくないという問題点についても言及されました。続いて(3)については、国立大学の場合には部局史をどうするかということが大きな課題となるとのことでした。更に、資料編は不可欠であり、電子化が進んだ時代においても、索引をきちんと設けることの重要性についても言及されました。

続いて内容について、(1)ユニークな創立者がいる場合には創立について手厚い記述がなされる傾向がある一方で、源流を古く遡ろうとし過ぎて、大学史にとつて重要な事項が採り上げられないこともあるということとを指摘されました。一方、(2)あまり書かれていない事項として、教室でどのような授業がなされてきたか、教育のありよう、単位の認定の度合い、定期試験の問題、入試問題などが紹介され、また地域社会と大学との関係性について言及されることも少ないというお話をなされました。

また、これからの大学史編纂として、紙以外の媒体を用いることによる自由度の高さについて言及がされ

ました。一方、今後の懸念としては、大学における組織改編が著しいことから部局史編纂が困難となつていること、大学史編纂に従事するのであればそれに見合った評価が必要であることについて触れられました。その上で、大学史編纂においてはつきり目的を持つことの重要性について言及され、最後に、大学史は「もつともスパンの長い自己点検評価」という寺崎昌男氏の言葉に触れられて講演を終えられました。

（法学部教授

建学史料室研究員 上崎 哉）

第二期勉強会開催報告

第十回（通算第十九回）勉強会報告
（平成三十一年三月二〇日）

平成三十一年一月に開催された学内研究会のふりかえりを行うことから始めた。続いて学外訪問調査報告として平成三十年八月に実施された西南学院史資料センター、福岡女学院資料室への訪問調査、また平成三十年十一月に実施された小林一三記念館・池田文庫・逸翁美術館見学、尼崎市立地域研究資料館訪問調査につき、福岡研究員より報告がなされた。そして、荒木研究員からの調査報告資料の確認後、文献報告として福岡研究員より村野正景・和埼玉太郎編『みんなで活かせる学校資料 学校資料活用ハンドブック』（京都市立学校歴史博物館、二〇一八年）

の紹介があった。また、建学史料室研究プロジェクトの成果報告書の構成案および執筆等の日程確認が行われ、最後に一〇〇周年記念誌編纂小委員会活動報告と次回勉強会日程調整が行われた。

(国際学部准教授

建学史料室研究員 酒勾 康裕)

第十一回(通算第二十回)勉強会 (令和元年六月七日)

前回議事録確認ののち、富岡研究員より第二期成果報告書の構成案が提示され、建学史料室広報誌で発表済みの史資料紹介記事の再掲措置などに関して意見を交換した。次いで荒木研究員より、校史関係の学外史資料三点についての調査報告が行われた。これに続いて、富岡研究員より、学校資料の活用例や追手門大学における学校資料の収集整理に関する文献紹介が行われた。さらに、同研究員より、本学教職教育部三十年史略年表試作に関する報告が行われ、本学一〇〇年史編纂過程における史料批判のベースとして、年表を作成する意義についての問題提起がなされた。

最後に、次回勉強会の日程候補や主な内容についての連絡があり、次回勉強会までに第三期調査の項目について意見を募ってこれを調整し、次回勉強会で調査分担を決定することとなった。

(経済学部准教授

建学史料室研究員 藪下 信幸)

学外史資料調査

第十回(通算第十九回)勉強会 (平成三十一年三月二十日)

校史関係の学外史資料調査

前身校の校長であった小野村胤敏先生の御子孫側から採取した史料から成る関西大学年史編纂室所蔵の「小野村胤敏氏関係 日本大学(大阪)専門学校 I」ファイルの中に、日本大学専門学校「昭和十一年三月卒業見込者名簿」を発見した。

この名簿には「商科 参拾八名」「法律科 拾九名」の「卒業見込者」が挙げられ、各学生の「氏名」「生年月日」「原籍地」「出身中学校」「特有技能」「兵役関係」が列記されている。

昭和十一年三月卒業見込の「商科」及び「法律科」の学生は、一般的には昭和八年四月に入学している訳であるが、入学時の実数を示す史料は現在見出せない。後に詳しく触れる近畿大学中央図書館所蔵の『市制施行上申書 大阪府中河内郡布施町・長瀬町・小阪町・楠根町・意岐部村・彌刀村』(3181・Sho6)に添附された参考書類「十一 教育」の中に有る「七、日本大学専門学校調(昭和十一年四月一日現在) 彌刀村」に「昭和十一年四月一日現在」の「入学人数」が「第一部法律科」は「三八」名、「第一部商科」は「一一四」名となっている事を勘案すれば、昭和八年四月に入学して昭和十一年三月卒業見

込の「商科」及び「法律科」の学生には、相当の数の中途退学者が出たと推測出来る。

日本大学専門学校「昭和十一年三月卒業見込者名簿」は多大な時間と労力を費やして翻刻したが、ここでは個人情報保護の観点から揭示は、これを省いた。

この表の生年毎の「学生数」整理したのが、次に掲げる表である。

	商科	法律科	計
明治三六年	一	〇	一
明治四〇年	〇	一	一
明治四三年	〇	一	一
明治四四年	〇	一	一
明治四五年	四	一	五
大正元年	一	三	四
大正二年	一	五	一五
大正三年	八	二	一〇
大正四年	一〇	五	一五
大正五年	四	〇	四
計	三八	十九	五七

この表から先ず分かる事はストリートで進学して来た「卒業見込者」、即ち大正五年生まれの者は商科の四名のみである事は、意外で且つ刮目に値する。数的に最も多いのは、「商科」・「法律科」共に大正二年及び大正四年であり、「商科」は両年とも十名、「法律科」は両年とも五名となっている。これらの事は、恐らくは「兵役関係」との関連性が有ると推測される。と言うのは、

「昭和十一年三月卒業見込者名簿」の表には、徴兵「延期中」の者が、「商科」・「法律科」合計で大正二年生まれの者が十一名、大正四年生まれの者が十三名有るからである。「昭和十一年三月卒業見込者名簿」の表にある「卒業見込者」の「原籍地」別で纏めたのが、次の表である(表記は原典尊重の観点から、原史料のままにしている)

	商科	法律科	計
北海道	〇	二	二
長野県	一	〇	一
富山県	一	〇	一
福井県	一	〇	一
愛知県	一	〇	一
三重県	二	〇	二
大阪府	十三	六	十九
京都府	二	一	三
兵庫縣	六	〇	六
奈良縣	二	一	三
滋賀縣	〇	一	一
和歌山縣	一	一	二
岡山縣	三	〇	三
廣島縣	一	一	二
山口縣	〇	一	一
徳島縣	一	〇	一
愛媛縣	〇	二	二
佐賀縣	一	〇	一
長崎縣	一	〇	一
熊本縣	一	〇	一
鹿児島縣	〇	一	一
沖縄縣	〇	一	一
朝鮮	〇	一	一
計	三八	十九	五七

「商科」・「法律科」の何れでも大阪府出身者が抽んで多く、「商科」ではそれに次いで兵庫縣が多い事が分る。そして、「法律科」に北海道出身者が有る事を例外として、「商科」・「法律科」とともに、東日本・北日本の府縣からの出身者の大略無い事が注目される。それは、東京の日本大學と所謂「棲み分け」をした事を推察させるものである。

卒業見込の學生の「出身學校」について二名以上ある學校を抜き出して整理したのが、次の表である。

	商科	法律科	計
日本大學大阪中學校 (大阪府)	九	二一一	
小野中學校 (兵庫縣)	三	〇	三
城東中學校 (大阪府)	〇	二	二
此花商業學校 (大阪府)	〇	二	二
京阪商業學校 (大阪府)	一	二	三
神港商業學校 (大阪府)	二	〇	二
興國商業學校 (三重縣)	二	〇	二
その他の學校 計	二一 三八	一一 一九 五七	三二 五七

「商科」では「日本大學大阪中學校」出身者が最も多くて九名で約二三・七パーセントにも及んでいる事が顕著な点である。また、商業学

校出身者が六名で十五・八パーセントとなっている。「法律科」では特にも多い學校は認められないが、それでも「日本大學大阪中學校」出身者が最も多い學校の一つで、二名で約一〇・五パーセントに及んでいる。また、商業學校出身者が八名で四二・一パーセントにも達している事は刮目に値する。

「特有技能」ではスポーツ「選手」が「商科」では十四名、「法律科」では十名で、合計二十四名に達している。「兵役関係」では、「延期中」が「商科」では二十四名で、「法律科」では十四名で、合計三十八名に達している。そして、十七名がスポーツ「選手」で且つ兵役「延期中」となっている。従って、今後の課題は、「特有技能」を前身校の経営戦略を踏まえて分析する事、社会的背景を踏まえて「兵役関係」を分析する事であり、又それを通じてこの両者の關係性を解明する事であろう。

そして、この史料の内容と関連する内容を持つ史料を、近畿大学中央図書館所蔵の『市制施行上申書 大阪府中河内郡布施町・長瀬町・小阪町・楠根町・意岐部村・彌刀村』(3181・Sh89)で発見した。この上申書は昭和十二年に大阪府中河内郡の「布施町外五箇町村ヲ廢シテ其ノ區域ニ市制施行ノ儀」を、即ち当該町村が布施市の市制施行を、当時の監督官庁に上申したものである。近畿大学中央図書館所蔵のこの『市制施行上申書』の来歴は分からない

が、その「正」は、無論、監督官庁側に提出された訳であるから、当該町村側に夫々残された「副」の一つであると言う事が出来、彌刀村に残されたものである可能性が高いと思われる。この『市制施行上申書』に添附された参考書類「十一 教育」の中に有る「七、日本大學専門學校調 (昭和十一年四月一日現在)」

彌刀村」の内容が、関西大学年史編纂室所蔵の「小野村胤敏氏関係 日本大學(大阪)専門學校 I」ファイルの中の日本大學専門學校「昭和十一年三月卒業見込者名簿」の内容と関連するのである。この「日本大學専門學校調」の原史料を翻刻すると、左の通りである。

七、日本大學専門學校調 (昭和十一年四月一日現在) 彌刀村

科別	第一部法律科	第一部商科	第二部法律科	第二部商科	計	備考
學級數	三	三	三	二	一一	
生徒數	七七	一五四	二二五	七三	二二九	
教員數	專任 九 兼任 六	六 五	六 九	二 四	四七	
入學者數	三八	二一四	一一一	一〇七	三七〇	十一年四月入學者
卒業者數	一九	三七	三九	／	九五	十一年三月

教員中有資格者數及無資格者數

有資格者數(開申者) 三七名

無資格者數(認可者) 一〇名 計四七名

創立年月日 大正十四年三月十二日

校地坪數 五千坪

建物坪數 七五九坪九合五勺

木造平屋建 三二六、六
鐵筋混凝土建 四三三、三五

そこに有る「十一年三月」の「卒業者数」の「第一部法律科」の「二九」と「第一部商科」の「三七」が、関西大学年史編纂室所蔵史料の「昭和十一年三月卒業見込者名簿」の「商科 参拾八名」「法律科 拾九名」に該当するものである。但し、「商科 参拾八名」「卒業見込者」中の一名が卒業出来ず「三七」名になったと判断される。その卒業出来なかった一名は、現段階では特定出来ない。

斯くの如く、発見した一次史料を厳密に史学理論に則り徹底して解析する事によって、甫て客観的な歴史像が明確となってくるのである。

(近畿大学名誉教授
建学史料室特別研究員 荒木 康彦)

第十一回(通算第二十回)勉強会 (令和元年六月七日) 勉強会 校史関係の学外史資料調査①

関西大学百年史編纂室所蔵「小野村胤敏氏関係 日本大学(大阪)専門学校 1」ファイルの中に「日本大学専門学校入學願書用紙」と題する刮目すべき史料を見出した。縦書きで、サイズは縦約二十六・五センチ・横約十八・三センチである。

史学理論に則り、先ず、「来歴批判」であるが、当該ファイル収録の総ての史料は、前身の専門学校の校長等を務められた小野村胤敏先生の御子孫から関西大学関係者が採取したものであるから、当然、当該「日本大

学専門学校入學願書用紙」も「来歴」としては別段問題になる所は此無と判断される。

次に、「内的批判」については、先ず当該「日本大学専門学校入學願書用紙」が時期的には、何時頃のものであるかを詮索しなければならぬ。大正十四年に設立された「日本大学専門学校」は、平成二十九年三月二十七日の勉強会で報告した通り、発見した公文書に立脚すれば、昭和十四年三月三十一日に「日本大学大阪専門学校」への改称が認可されている。小野村胤敏先生は、平成三十年六月二十九日の勉強会で報告した通り、前掲の「小野村胤敏氏関係 日本大学(大阪)専門学校 1」ファイルで発見した史料に立脚すれば、昭和十年十一月に「日本大学専門学校校長」に就任されている。依って、この「日本大学専門学校入學願書用紙」は昭和十年十一月以降昭和十四年三月迄のものであると、言える。

昭和戦前期の高等教育機関の「入學願書用紙」の現存例は寡聞にして之を知らず、斯かる意味からも、当該史料は恊に貴重であると謂うべきである。

内容的には種々指摘すべき点はあるが、先ず注目されるのは、「入學願」の文言が、この時期に於いても「私儀御校へ入學志願ニ付試験ノ上入學許可相成度此段及御願候也」という大時代的なものである点である。次に注目すべきは、「希望試験

場」欄に「大阪」と並んで「廣島」が挙げられている点である。平成三十一年三月二十日の勉強会で、前掲の「小野村胤敏氏関係 日本大学(大阪)専門学校 1」ファイル収録の「日本大学専門学校」昭和十一年三月卒業見込者名簿」の緻密な分析の結果、中途退学率が非常に高かった事、「卒業見込者」五十七名が、北海道出身者二名を例外とすれば、他は大略西日本の府県出身であり、当時の日本大学と所謂「棲み分け」していたと推測される事を報告した。斯かる状況下で、日本大学専門学校に就任した小野村胤敏先生が、同校の経営再建の戦略から「試験場」を「大阪」以外に設けたと判断され、この時期の一般的状況からすれば、「廣島」は絶妙の選択である。と謂うのは、この時期に於いて、「廣島」は「軍都」と称されて最大の兵站拠点であり、それ故に「廣島」は海上交通や鉄道を中心とした陸上交通の要衝となっていたからである。

今後の研究課題としては、「廣島」の「試験場」が如何なる場所乃至学校に設けられたかを一次史料に依って明らかにする事であり、それが果たされるならば、此処に取り上げた事は更に踏み込んだ考察になるであろう。

(近畿大学名誉教授
建学史料室特別研究員 荒木 康彦)

校史関係の学外史資料調査②

前身校の日本大学専門学校が大正十四年に設立された経緯に関しては、採取し得た各種の一次史料に立脚して詳細且つ多角的に、既に報告しているのであるが、日本大学側が、その後、同専門学校をどのように位置付け、経営していこうとしていたかを示す、決定的に重要な一次史料を発見して解読したので、詳述したい。

学習院大学法学部・経済学部図書センター所蔵「山岡萬之助関係文書」に「大阪日本大学の財団法人化に關しての書類」という表題で収録されている史料(「山岡萬之助関係文書」での整理番号「J-167」)であり、この「書類」とは次の二点の史料から成るものである。

(1)表に「大阪財團決議 日本大学」と記された封筒(縦約二十二・四センチ、横約九センチ)及び封入されている日本大学箋(縦約二十八センチ、横約三十九・九センチ)一枚の

が用いられた毛筆書き文書である。
(2)表に「第80056號 昭和11年11月30日」「公正證書 大阪財團決裁」とあり、裏には「大阪市南區八幡町九番地 公證人 竹井小野右衛門役場 電話南⑤一四七〇番・三四五七番」と印刷された封筒(縦約二十二・七センチ、横約十六・七センチ)及び封入されている「公正證書」(表紙は縦約二十八・七センチ、横約二十〇・五センチで、中身は縦

約二十七・七センチ、横約十九・七センチの「大阪地方裁判所管内」「公證人役場」の用紙七丁である。

(1)及び(2)の封筒の「大阪財團」の文字と(1)の文書の文字は同一人物によるものであり、来歴からも山岡萬之助先生の直筆と判断してよいと思われる。

(1)の文書の「起案」欄には「大正十五年九月」とだけ記入され、「理事」

日本大學	理事總長	法學博士	平沼騏一郎
日本大學	理事學長	法學博士	山岡萬之助
日本大學	理事	法學博士	水野鍊太郎
日本大學	理事	法學博士	鈴木喜三郎
日本大學	理事	マスター、オブ、アーツ ドクトル、オブ、ロー	川口義久
日本大學	理事	日本法律學士	荒川五郎
日本大學	理事	日本法律學士	佐々木文一
日本大學	理事	法律學士	鹽野季彦

また、日本大學校友會編『昭和三年六月現在 日本大學校友會會員名簿』(国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧)では、總長は平沼騏一郎、學長は山岡萬之助、理事は水野鍊太郎、鈴木喜三郎、川口義久、荒川五郎、佐々木文一、鹽野季彦となっている。

以上を勘案すれば、この決裁書にある花押は「鍊」と読めることから水野鍊太郎(一八六八—一九四九)によるもの、平沼印は平沼騏

欄には一人の花押「鍊」、五人の押印、即ち平沼・山岡・鈴木・鹽野・義がある。

『日本法政新誌』の「第二十二卷第一號」(大正十四年一月號)「所収の「謹賀新年 日本大學」と題する年頭挨拶には、当時の日本大學の理事の氏名が、次のように挙げられている。

支相償フ状況ニ在リ然ル處諸設備ハ未タ完成セサルハ勿論明年度ハ新ニ中學ヲ設立スル豫定ニシテ夫々特志家ノ寄附勧誘中ニ有之其ノ為寄附者ヲ財團ノ関係者ト為スノ必要ヲ認ムレトモ之ヲ直ニ本大學ノ維持員又ハ評議員ト為スハ適當ニ無之依テ財團ヲ獨立セシメテ之カ関係者ト為シ以テ相當ノ力ヲ好シテ盡力セシムルヲ可ナリトス加フニ將來大阪日本大學ノ財政ニ支障ヲ生シ欠損ヲ生スル事ナシト謂フヘカラサルヲ以テ斯ル場合ニ壘ヲ本學ニ及ホス患ヲ避ケ百年ノ計ヲ樹ツルノ要アリ旁財團ヲ別異ニスルヲ適當トス但本學トハ常ニ聯絡ヲ保ツ為メ經理上理事一名ハ日本大學理事ヲ以テシ教務上ニハ總長及學長ヲ大阪専門學校長ノ上ニ冠セシメ以テ兩者ノ関係ヲ保持セントス依テ右案ノ通決定可致候

大阪日本大學ヲ獨立ノ財團ト為スタメ文部大臣ニ申請ノ手續ヲ為ス事

ここでは、設立直後の「大阪日本大學」、即ち日本大學専門學校に対する山岡萬之助先生を中心とする当時の日本大學側の冷徹な経営・運営方針が明確に述べられており、その要点は次の様になる。

(i)「特志家ノ寄附勧誘」によつて専門學校は設立済で中學校は設立予定であるが、「寄附者ヲ財團ノ関係者」とする必要があるが、「本大學」の「維持員」や「評議員」とするのは「適當」ではない。

(ii)独立した「財團」に為して、斯かる「寄附者」をその「関係者」として力を發揮せしめるべきである。

(iii)将来的に「大阪日本大學ノ財政」に「支障」や「欠損」を生じる恐れが考えられるので、「壘」が「本學」に及ばないように別の「財團」にすべきである。

(iv)「經理」の面では「大阪専門學校」の「理事一名ハ日本大學理事」を充て、「教務」の面では日本大學「総長及學長」を「大阪専門學校長」の「上ニ冠セシメ」兩者ノ関係ヲ保持するものとする。

ここで、殊に重要なのは、(i)にある「寄附者」とは、国立公文書館所蔵『大阪専門學校 大阪 第5の1冊』の第一文書である同校設立認可申請書添付書類にある、「校舎建設費」として「参万七千圓」を寄付した「大阪市西區土佐堀通壹丁目八番地 深川重義」が、先ずもって考えられる事であろう。

次に(2)の「公正證書 大阪財團決裁」の内容であるが、その冒頭部には、次の様に記されている。

大阪日本大學財團ノ件
大阪日本大學ハ日本大學財團ノ一部トシテ經營シ
現今法科政治科商科ヲ有シ經濟ヲ獨立シ大體収

第八萬五拾六號

教育ヲ目的トスル財団法人設立ノ爲メニ
スル財産移轉ニ關スル契約公正證書謄本
昭和拾壹年拾壹月參拾日大阪地方裁判所々属
大阪市南區八幡町九番地公證人竹井小野右衛
門役場ニ於テ本證末記當事者間ノ契約ニ付キ
本職ハ證書作成ノ囑託ヲ受ケ其聴取シタル陳
述ヲ録取スル事左ノ如シ

昭和二十四年十二月十五日公布の
法律第二百七十號「私立学校法」(「官
報」号外「第四百四十四號」昭和二十
四年十二月十五日發行に掲載)の「附
則第三項の規定」により「財団法人」
の私立学校が「組織を変更」して「学
校法人」となる事を認可されるまで
は(昭和二十六年四月十八日の「文
部省告示第十一号」昭和二十六年四
月十八日發行「官報」第七千二百八
十号掲載)、私立学校は財団法人に

よつて設立・運営されたのである。
従つて「昭和11年11月30日」作成の
この「公正證書」の表題に「教育ヲ
目的トスル財団法人設立ノ爲メニス
ル財産移轉ニ關スル契約」とされて
いるのは、その謂いである。
そして、「当事者」から「聴取シ
タル陳述」を「録取」したものとし
て、次の様な三ヶ條から成る「本旨」
が記されている。

事實ヲ承認ノ上之カ所有權其他ノ財産權ノ移
轉並ニ占有ノ引渡ヲ受ケ今後遲滞ナク右財産
ヲ基礎トシテ其目的ニ副フ財団法人設立ノ寄
附行爲ヲ爲シ以テ之カ認可申請ノ手續ヲ執ル
モノトス

「第參條」は「本契約ニヨリ移轉
スヘキ財産權左ノ如シ」と定められ、
「第壹 土地」は「大阪府中河内郡
彌刀村大字小若江」の「小計拾四筆
五千五拾四坪」、「同府同郡小阪町
大字上小阪」の拾五筆「小計壹千貳
拾坪」の「總計六千七拾四坪」が列
挙されている。「第貳 建物」は「右
敷地上ニ建設在之」として、「建坪
參百參坪」の「鐵筋コンクリート
參階建校舎壹棟」、「建坪延百五拾坪」

の「木造瓦葺貳階建校舎壹棟」、「建
坪貳百六拾七坪」の「木造瓦葺平建
校舎壹棟」、「建坪壹百坪」の「木造
瓦葺平建講堂壹棟」、「建坪延百拾參
坪五合八勺」の「鐵筋コンクリート
造參階建校舎壹棟」、「建坪拾坪五合」
の「木造スレート瓦平屋建校舎附属
便所」が列挙され、更に「右建物内
外ニ備附在之什器々具等ノ備品壹切
有姿ノマヽ」とされている。

そして、「本旨外ノ事項」として「當事者」が、次の如く記されている。

東京市神田區三崎町貳丁目參拾貳
番地

當事者 日本大學

同所同番地大學總長

同大學代表者理事

山岡萬之助

明治九年四月拾壹日生

大阪市西區土佐堀通壹丁目八番地

中學校長

右代理人 深川重義

明治拾五年七月四日生

同市東區博勞町貳丁目六拾八番地

專門學校長

當事者 小野村胤敏

明治參拾年九月拾貳日生

第壹條 當事者日本大學代表者理事山岡萬之
助ハ大阪日本大學學園ハ其創設ニ當リ全ク獨
立ノ計算ヲ以テ設立シ日本大學財團ヨリ別段
ノ援助ヲ受ケサルモノニシテ将来獨立財團ト
爲スヘク茲ニ理事會ニ於テ決議シ更ニ該決議
ニ基キ其手續ヲ執ルヘキ決議ヲ昭和拾壹年拾
壹月貳拾日理事會ニ於テ爲シタリ
依テ財団法人日本大學ハ大阪日本大學學園ニ
属スル第參條記載ノ財産全部ヲ分離シ新ニ教
育ヲ目的トスル財団法人設立ノ爲メ本日其所
有權其他ノ財産權ヲ日本大學專門學校長ニシ
テ大阪日本大學學園管理者タル小野村胤敏ニ
移轉シ且占有ノ引渡ヲ了シタリ
第貳條 日本大學專門學校長ニシテ大阪日本
大學學園管理者タル當事者小野村胤敏ハ前條

そして、この「公正證書」の末尾には次の様に記されている。

右列席者ニ讀聞カセタル處一同之ヲ承認シ各
自左ニ署名捺印ス

深川 重義 印
小野 村胤 敏 印

本證書ハ昭和拾壹年拾壹月參拾日法定ノ方式
ニ從ヒテ作成ス依テ左ニ署名捺印スルモノ也

大阪地方裁判所々属

大阪市南區八幡町九番地

公證人 竹井 小野 右衛門 印

日本大學「總長」「代表者理事」
山岡萬之助(その「代理人」で「中
學校長」の深川重義)と「専門學校長」
小野村胤敏を「當事者」とする「教
育ヲ目的トスル財團法人設立ノ爲メ
ニスル財産移轉ニ關スル契約」の内
容は、纏め直すと次の様になるう。

「昭和拾壹年拾壹月貳拾日」の日本
大學の「理事会」決議に従って、「當
事者日本大學代表者理事山岡萬之助」
は、独立経営の財團法人「大阪日本
大學學園」の「創設」の為に、大阪
日本大學學園に属する「全財産」を
「日本大學専門學校長ニシテ大阪日本
大學學園管理者タル小野村胤敏ニ移
轉シ且占有ノ引渡」を為し、「日本大
學専門學校長ニシテ大阪日本大學學
園管理者タル當事者小野村胤敏」は
それを「承認ノ上之カ所有權其他ノ
財産權ノ移轉並ニ占有ノ引渡ヲ受ケ」
てそれに基く「財團法人設立ノ寄附
行爲」をして「認可申請ノ手續ヲ執
ル」ことにする。そして、当該財團
法人設立の為に「當事者日本大學代

表者理事山岡萬之助」から「日本大
學専門學校長ニシテ大阪日本大學學
園管理者タル當事者小野村胤敏」が
「所有權」「財産權」の「移轉」「占有
ノ引渡」を受ける「全財産」として
は、「大阪府中河内郡彌刀村大字小若
江」の「小計拾四筆 五千五拾四坪」
「同府同郡小阪町大字上小阪」の拾五
筆「小計壹千貳拾坪」の「總計六千
七拾四坪」の「土地」、そこに建設さ
れている「鐵筋コンクリート」校舎
貳棟、「木造瓦葺」校舎貳棟、「木造瓦
葺」講堂壹棟、「木造スレート瓦平屋
建校舎附属便所」が列挙され、更に
「備附在之什器々具等ノ備品壹切」と
されている。そして、この「公正證書」
の末尾には、「列席」及び「承認」し
たとして、深川重義と小野村胤敏が
署名・捺印している事からも、實際
にはこの両者がこの「證書作成」の
為に「陳述」したと判断される。

以上から判明するのは、山岡萬之
助先生を経営上の中心とした日本大
學側は日本大學専門學校設立直後の

大正十五年には、同大學に財政的ダ
メージ及ばないように、「大阪日本
大學財團」として一定のコントロー
ルの元に独立的に経営せしめる方針
を固めており、昭和十一年に財團法
人の「創設」の為に同校の新校長小
野村胤敏先生に「大阪日本大學學園」
に属する「財産全部」の「所有權其
ノ他財産權」の移轉をしたという事
であろう。それが昭和十一年に行わ
れたのは、前回の報告から明白な如
く同専門學校の設立時からの榊原坤
作先生とその協力者深川重義の運営
がこの当時に行き詰り、財政支援(国
立公文書館所蔵「大阪専門學校 大
阪 第5の2冊」の第二文書「日本
大學専門學校校舎増築認可」附属文
書によれば、「日本大學専門學校校
舎建設資金」としての「貳萬圓(寄附)
した小野村胤敏先生が同専門學校校
長に就任した時期だからである。そ
して、昭和十一年十一月十二日発行
の『官報』第二千九百六十號掲載の
「文部省告示第三百五十號」(昭和十
一年十一月十二日)に「大阪府中河
内郡彌刀村ニ設置セル日本大學大阪
中學校ノ位置ヲ昭和十一年十一月ヨ
リ大阪府大阪市東淀川區ニ變更ノ件
昭和十一年十一月十日認可セリ」と
ある様に、深川重義が事実上創設し
て校長を務めていた日本大學大阪中
學校が移轉した事も、前述の事と関
連しているのは、此処で今更喋々と
謂うを俟たない。

(近畿大学名誉教授
建学史料室特別研究員 荒木 康彦)

追記

本報告で掲げている『官報』は何
れも国立国会図書館デジタルコレク
ションで閲覧して利用した。

近畿大学関係者のみは「先生」と
したが、それ以外の人士については
敬称を省いているので、この点は諒
とされたい。

学外訪問調査

学校法人西南学院

西南学院史資料センターでの
聞き取り調査報告

本研究プロジェクトで実施してい
る各地のアーカイヴズの訪問調査と
して、二〇一八年八月三〇日に西南
学院史資料センター(以下、資料セ
ンター)にて聞き取り調査を行った。
調査には資料センター事務室長であ
る前田誠史氏(調査当時)と同調査
役の篠田裕俊氏(調査当時)、同主
幹の世戸口尚英氏にご協力いただい
た。また、調査担当は教職教育部の
富岡勝教授と九州短期大学の三木一
司准教授(共に建学史料室研究員)、
建学史料室室員(調査当時)の木村
道子、そして報告者の四名であった。
調査内容は資料センターの設立経緯
と組織形態、活動内容を中心とし、
その他については聞き取りを行う中
で随時伺うという形式で行った。

西南学院は米国南部バプテスト派
宣教師のC. K. ドージャーが創立
者となり、一九一六年に福岡市初の



西南学院大学史資料センターの入る西南学院百年館（松緑館）

男子私立中学校として私立西南学院を開校したことに始まり、二〇一六年創立一〇〇周年を迎え、訪問した資料センターは二〇一六年に開設された。資料センターが設置されている百年館は、資料センターの展示スペースをはじめ、同窓会の機能も備えており、来訪者が交流できる空間も確保されていたのが印象的であった。



西南学院百年史編集委員会による刊行物

という。その後、百年史編集準備委員会や常任理事会にて資料センターの設置が検討されてきたという。西南学院は保育所から大学院まで擁するため、院長が資料センター長を兼ね、運営委員は学院の各学校・園・事務局から出され、また資料センターの職員により運営がされている。資料センターでの当時の活動内容としては、『西南学院百年史』の編纂にかかる監修作業に加え、年に一回、各部署から統計資料の収集を行い、その更新や、刊行物の収集、ホームカミングデー等にて卒業生から提供される史資料の受け入れ等を行い、史資料の発表として常設展示のほか、年に一回企画展示会を実施しているという。また、百年史の編纂作業と共に研究活動も行わ



展示室内

れ、二〇〇六年から二〇一七年まで『西南学院史紀要』が十二号まで発行されたほか、過去に何回か刊行された創立者の生涯を『Dozier「ドージャー」西南学院の創立者 C. K. ドージャー夫妻の生涯』として日英対訳版にて刊行し、式典等にて配布されたという。そして、神学部の開講科目として自校史教育が全学生を対象にオムニバス形式で開講されており、資料センターは授業に対する支援を行ったり、各部署からの調べ物や、学生の卒業論文執筆時のレファレンスを行う等、多様な活動が行われていることが伺えた。

様々な取り組みが行われている中、同窓生との繋がり深さを伺えるお話もあった。例えば、六〇周年を越えた管弦楽団より史資料が移管・保存され、一〇年ごとに発行される記念誌の史資料の提供や、一九一九年に創設されたグリークラブの記念誌作成に向けた史資料整理が行われていること等である。このような活動を通じてにより、同窓生と資料センターの間に頻繁なコミュニケーションが取られ、活動の活性化が行われていると思われる。

また、百年史編纂については百周年の約一〇年前となる二〇〇五年より編纂事前準備が始まり、百年史編纂準備委員会等にて作業内容に関する検討が進められ、二〇一〇年に百年史編纂委員会が立ち上がったという。かつて、『西南学院七十年史』の刊行はあったが、作業に携わった方が一部であったため、百年史の編纂においては西南学院の歴史の各場面に関わった多くの方が執筆することになり、執筆者は八〇名以上になるとのことであった。そのため、執筆要領はあるが確認作業を細かく進めているという。今後、百年史編纂過程で得られた結果を展示に活用していくことも念頭に各種作業が進行中であるとのことであった。

限られた訪問時間ではあったが、様々なお話を伺うことができ、聞き取りの後は史資料の保管庫の見学と詳細な解説もいただいた。百周年に向けて様々な取り組みが始まっている本学において今回の調査内容は大いに参考になると思われる。

(国際学部准教授

建学史料室研究員 酒勾 康裕)

福岡女学院大学

福岡女学院資料室での
聞き取り調査報告

各地のアーカイヴズ訪問調査として、今回は二〇一八年八月三十一日に福岡女学院資料室において聞き取り調査を行った。調査には福岡女学院資料室の専任教員である井上美香子講師にご協力いただいた。本調査を担当したのは、本学建学史料室研究員の富岡勝と酒勾康裕、同室職員の木村道子（調査当時）、報告者の四名である。調査内容は書庫及び展示室見学、福岡女学院資料室の組織形態や活動内容、史料収集と保管などを中心に、その他の事項については聞き取りの中で随時質問するという方法で行った。

今回訪問した福岡女学院資料室の開設の経緯は次のようになっている。福岡女学院大学では、学院の記録のために年史を五年ごとに作成しており、その年史編纂に使用した資料を保管する「資料室」が存在し、その管理を総務課が担当していた。この「資料室」と呼ばれる場所がいつから存在し、置かれるようになったのかの詳細はよく分からないということであった。そして、二〇一四年二月に一二五周年記念館が竣工し、同年五月十七日に記念館六階へ資料室及び展示室を開設する。翌六月に「福岡女学院資料室規程」が制定され福岡女学院資料室が設置される。その後、二〇一七年四月より、二〇三五

年に迎える創立一五〇年に向けた『一五〇年史』の編纂と刊行を目指し、専任教員を配置して福岡女学院資料室の本格的な整備に着手して現在に至る。

福岡女学院資料室の運営については、資料室の事業を進めるための運営委員会を二〇一五年に立ち上げている。運営委員会は、院長、各学長、事務局長、各大学教員一名、高校および中学教員一名、資料室教員一名、事務職員若干名にて構成されている。また、院長特別顧問を置き、資料室の運営及び実務についての指導と助言を受けながらアーカイヴズの構築に向けた作業を進めているそうである。そして、院長は他大学において年史編纂の経験があるために、組織体制作りにおいてもその知見が反映されているとのことであった。資料室の室員は、設置当初から二〇一六年度までは非常勤事務職員一名のみであったが、二〇一七年度以降は専任教員一名と非常勤事務職員一名の二名の体制となり現在に至っている。

資料室の目的は「福岡女学院の歴史及び伝統を後世に継承するために学院史に関する資料の収集、保存、調査、研究等を行い、本学院の発展に寄与すること」とされている。業務として、資料の整理・収集・目録・公開、一五〇年史編纂業務、教育、その他の学内業務・連携などを行っている。まず、資料の整理については、井上氏が着任した二〇一七年四月時点で、資料室の書庫や事務室には三十数年間の資料が段ボール箱に入った状態で山積みされていたそうである。そのために、書庫を活用できるように既存の資料群を評価・選別しつつ、新たな資料を保管・配架できるように内装設備の整備から着手したそうである。また、キャビネットに保管されたままの多くの資料を学校種別、時代別に分類し直す作業も同時に進めていったということであった。一方、学内の所蔵資料に関する調査は、今後実施する予定であり、各部署に散在している資料の所在などを資料室で把握することを目的に行うそうである。これは、現在の資料室の収納スペースが限られていることもあり、保存の対象となるすべての資料を資料室に移管するためではなく、その限られた空間を有効に活用して資料の保存・管理を進めるためとの説明があった。

次に、資料の収集は、同窓会や退職者の会などを通じた資料提供依頼に加えて、月一回行っている「福岡女学院を語る会」における同窓生や元教職員との座談会形式での聞き取り調査を行っており、さらに同窓生や元教職員の高齢化を踏まえてオーラルヒストリーを実施するそうである。そして、資料の公開については、資料室と同じフロアにある展示室の整備や展示内容の企画、福岡女学院の代名詞であるセーラー服や学院の歴史などに関する資料の展示、研究や報道取材に関する資料閲覧業務などの対応を行っている。特に、展示室における展示内容については、自校史教育的な側面と広報的な側面を含むものであり、見学目的や年齢層も異なる見学者に対して考慮する必要があるため、今後は広報校友課と連携しながら展示内容の検討を進めるそうである。また、オープンキャンパスなどの学校行事に際しては展示室を開放し、室員が展示内容の説明や案内を担当しているということであった。

教育に関する業務として、福岡女学院を構成する中学校、高等学校、短期大学、大学において使用する学院史の教育用教材作成の支援を行っており、現在DVD映像資料の作成を鋭意進めている状況となっている。ただし、教科目としての自校史教育は未設置のことであった。そのため、各学校での授業やゼミの際に展示室を活用してもらえようように支援を行っているそうである。活用を促すために、この一年ほどの間に最初は教員への声かけから始めて、現在では展示室の利用が徐々に広まりつつある状況になっているそうである。

最後に一五〇年史編纂業務について、前述のように福岡女学院資料室は二〇一七年四月より専任教員を迎えて本格的な整備に着手したため、アーカイヴズの構築も年史編纂業務も始まったばかりである。これまで五年ごとに刊行された年史は、中学・高校・短大の教員を中心に、五〇年史をもとに新たな事蹟を写真で解説する内容で編集を行ってきたそうである。

近畿大学を巡る史資料 ―二種類の『学報』―

11

教職教育部教授

建学史料室研究員 富岡 勝

ある。二〇一八年には一三〇年史の編集を進め、一三〇年史刊行後は五年ごとの刊行スケジュールの見直しを行い、次の年史刊行は一五〇年史の予定であるとの説明があった。一五〇年史編纂にあたっては、現在書庫内にある資料の整理と学内資料に関する一斉調査の実施による基礎資料の整理と収集を当面こなすべき第一の課題としている。学内調査の終了後に、年史編纂のための委員会の設置を検討する予定であると説明された。また、同時に学院年表や『学院時報』の記事索引の作成にも着手することであった。今後は資料の目録化を進め、年史の目次を作成し、執筆者へ資料を提供できるように作業を進めていくそうである。

井上氏は、私立学校を取り巻く諸々の厳しい状況の中で、学生の教育のための組織ではないアーカイヴズの必要性についての理解はなかなか難しいと語っていた。この中で、アーカイヴズの整備・充実を目指した福岡女学院資料室の取り組みは注目に値するものであると立ち上げを任された井上氏は話してくれた。これからの福岡女学院資料室の資料収集や保管に関する取り組みや資料展示などの工夫は我々の参考になると思われる。

(九州短期大学教授

建学史料室研究員 三木 一司)

令和元(二〇一九)年に創立三十周年を迎えた教職教育部の年表をつくる作業に取り組んだ(詳細は『近畿大学教員論叢』第三十巻第一号に「教職教育部30年史略年表作成の試み」として掲載予定)。

この作業には主として部内の会議資料や紀要を活用したが、同時に、教職教育部の設置、関係する学内規則、人事発令などの基本的な事実を確認する上で、『学報』が欠かせない存在であることを痛感した。

ところで、年表をつくるまで筆者も明確には認識していなかったことだが、この『学報』には、次のように二種類存在している。

一種類目の『学報』は、昭和四〇(一九六五)年九月一日に『近畿大学学内報』の名称で総務部総務課の編集・発行で創刊され、平成二(一九九〇)年九月二十日発行の第二三二号で『近畿大学学報』(広報・出版課の編集発行)と改称されて現在も発行されている。令和元年十月一日までに通算で五三八号が発行されている。本稿ではこれを便宜上『学報一』と呼んでおきたい。

二種類目の『学報』は、昭和三十

学学報局によって『近畿大学学報』として創刊され、平成二(一九九〇)年八月一日発行の第三三四号で『近畿大学学内報』(近畿大学広報・出版課から発行)と改称され、平成十七年四月一日の通算四五四号まで刊行された。これを『学報二』と呼んでおく。

あえて単純に整理すれば、『近畿大学学内報』として創刊された『学報一』は、学内規則や人事異動などの正式連絡の場として役目をもったいわば官報のような存在で、『学報二』は『近畿大学学内報』と改称したことから分かるように、学内の様々な動きを伝えることで教職員の認識共有をはかることが主な役割であったといえるだろう。

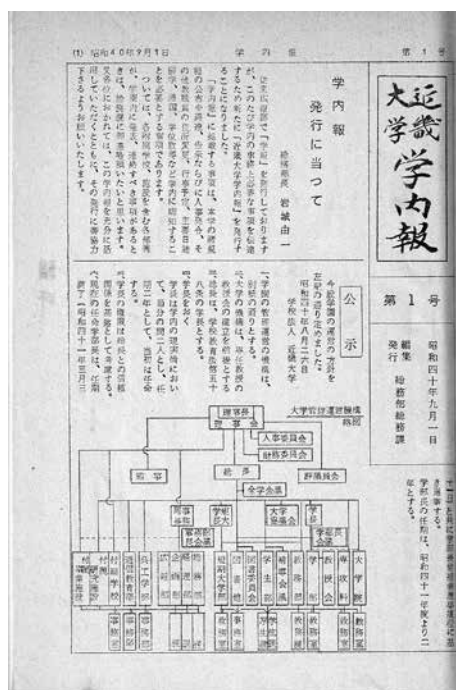
以下、この二種類の『学報』について、刊行目的や掲載事項などを紹介したい。(原典尊重の観点から、史料に一部不適切と思われる表現が見受けられるが、原文のままとした。)

【学報二】(『近畿大学学内報』→『近畿大学学報』)

昭和四〇(一九六五)年九月一日に発刊された『近畿大学学内報』創刊号巻頭に総務部長岩城由一「後の理事・事務総局長筆者注」による「学内報発行に当って」が掲載されている。このなかで、刊行目的が次のように述べられている。

従来広報部で「学報」を発行しておりますが、このたび学内の事務上必要な事項を伝達するために新たに『近畿大学学内報』を発行することになりました。

「学内報」に掲載する事項は、本学の諸規程の公布や通達、告示ならびに人事発令、その他教職員の住所変更、行事予定、主要日誌、留学、帰国、学位取得など学内に周知することを必要とする事項であります。



『近畿大学学内報』第1号

従来から刊行されている「学報」とは、昭和三十五年発刊の『近畿大学学報』（学報二）を指している。【学報二】は、昭和三十六（一九六一）年一月一日の第四号からは広報部から発行されている。

『近畿大学学内報』創刊号には、「学内報発行要項」も掲載されている。この要項には発行目的、掲載事項、発行日（毎月一日発行）、編集発行部署（総務部総務課）、配布先（役員・各部署）などが定められている。第一号の掲載記事のタイトルを紹介したい。

『近畿大学学内報』第一号

（昭和四十年九月一日）全六頁

「学内報発行に当つて」

「公示」（学園の運営方針）

「理事増員される新たに四氏選任」

「人事発令」

「規程公布」（事務担当者連絡会議



『近畿大学学報』第232号

〔個人情報保護の観点からこの史料に記載されている個人名は判読出来ぬよう処理している。筆者注〕

規程、学内報発行要項、校舎使用に関する内規

「学位取得」

「海外出向」

「国内研修員」

「八月主要日誌」

「私学共済だより」

「教職員名簿の作成発行について」

「講師控室事務室移転」

『近畿大学学内報』から『近畿大学学報』へ改称された平成二（一九九〇）

年九月二十日第三三二二号に、「学校法人近畿大学学内報発行規程の一部改正について」という文書が載っている。

これによると、記載事項が「規程、通知、人事、行事、海外留学、雑報、その他必要な事項」として、発行頻度が「原則として毎月二回」と定められたことが分かる。

この第三三二二号の掲載記事を紹介する。

『近畿大学学報』第三三二二号

（平成二年九月二十日）全十二頁

「目次」

「規程」（学内発行規程一部改正）

「人事発令」

「通知」（理工学部特別推薦入学試験要項、商経学部女子特別推薦入学試験要項、熱帯生物資源研究助成事業募集、村尾育英会学術賞募集、電気通信普及財団研究調査助成、日本住宅総合センター調査研究助成募集、学術研究振興資金に係わる研究計画公募、幼稚園教員募集）

「海外留学・出張」

「訃報」

「雑報」（住所変更、本学で取得できる教員免許状、進学説明会、リゾートクラブ利用のお知らせ、招聘研究員）

平成八年四月一日の第二九九号からは、従来のB5判から現在のサイズであるA4判にサイズ変更している。

【学報二】（『近畿大学学報』→『近畿大学大学新聞』）

昭和三十五（一九六〇）年十月一日の『近畿大学学報』第一号に、「水口」の署名「当時の水口正一広報部長筆者注」による「学園広報事務の強化について」という記事が掲載され、以下のような内容が記されている。

近畿大学々報発行の頻度を高め、

今後これを月刊として、学園行政運営の上に登場する、あらゆる問題、あらゆる事実を広く取り上げて報道し、これを学園の全教職員に周知徹底せしめて、その理解を認識の普及に遺憾なからしめ、もっと学園行政の運営を、ガラス張りの中に、明朗闊達に推進せしめて、常時教職員を有機的、総合的に結束せしめ、その総力の有効なる結果と、機動的操作用の上に、支障なからしむることによって、ひとえにわが学園の向上発展を期せんとするに外ならない。切に全教職員諸君の協力を希望する。

全教職員の結束による学園の向上発展のために、学園運営に関する「あらゆる問題、あらゆる事実」を全教職員で共有して「ガラス張り」の学園運営を実現するということが期待されていたことが分かる。

この第一号の掲載記事の見出し（見出しが長い場合は簡略化した）を紹介したい。研究活動、卒業生の求人状況、校友会の活動、附属小学校の学校行事など、たしかにバラエティ豊かな話題が取り上げられているといえるだろう。

『近畿大学学報』第一号

（昭和三十五年十月一日）全二面

「小田切学説の欧州武者修行」

「法学部教員総会」

「モラル高揚運動」

まず商経学部が始動」



『近畿大学学報』第1号

「校友 齋谷光三氏 欧州視察から帰る」
「薬剤師試験好成績」
「学園広報事務の強化について」
「ブリのフ化成功」
「水産研究所 原田主任」
「呉工學部の近況」
「内容ますます充実」
「原子炉工學科の新設」
「呉には経営工學科」
「校友から新博士二名」
「教保会〔附属小学校保護者会、筆者注〕総会」
「商經學部行事」
「原子炉工學科は十月中」
「スラム街(原文のまま)を実地視察」
「総長・法務委員として」
「近大附属小学校の 暑假作品の展示」
「通信教育部の夏期スクーリング」
「職業科學研究所 最近の事業と研究」

「新設される教養部」
「新宮分校の諸行事」
「就職の活況ぶり」
「求人への申込殺到する」
「大学祭」
「近大会館便り」
「通信教育部秋季行事」
「税務署校友支部総会」
「日本薬学会近畿支部総会」
「辞令」
「平成二(一九九〇)年八月一日発行の第三三四号で『近畿大学学報』から『近畿大学大学新聞』へ改称した。この号の主な記事見出しも紹介したい。
第三三四号
「平成二年八月一日、全三面」
「平成三年度入試要項 推薦 狭い門へ」
「夏期特別講演 慶応大教授招き『新たな挑戦』」



『近畿大学大学新聞』第334号

「好評の入試説明会」
「米・イリノイ大との 学術交流協定書交換・成立」
「推薦入学試験」
「一般入学試験」
「現役善戦、関東勢増える分析」
「理工学部宗像恵教授に 今春の入試動向」
「五年連続の科研費」
「中山MAS基金賞」
「商經學部 市毛明・助教授に」
「記念発行『カラーマップ』 ご利用ください」
「世耕杯争奪弁論大会」
「文芸・長江貞彦教授ら CGコンで『花博賞』」
「アーチスト育成めざす 三次元モデルで疑似体験も」
「平成元年度資金収支決算総括表」
「平成元年度消費収支決算総括表」
「トキイロヒラタケが人工栽培 農・稲葉助教授のグループ」
「全国から約六百五十人集う 校友会定期総会」
「探検部がバキスタンで合宿」
「海外生活体験事業の派遣生に 附属新宮高の橋本さん」
「水泳日本選手権 アジア大会代表選考会 千葉すずさん附属中3年が 新記録で優勝」
「近大寄席」
「2度目の世界大会出場 チアリーダーの石倉幸子さん」
「柔道部 無念! 団体日本一逃す」
「洋弓部 四連続! 学生王座に輝く」
「校内陸上競技大会を 開く附女子高」
「以上、二種類の『学報』について紹介した。どちらも本学の歴史を振り返る上で欠かせない史料資料であるといえる。」

世耕弘一先生著『統制流行憂多』研究の最前線

The forefront of the study of Koichi SEKO's satiric verse "Tosai Hayari Uta"
Professor Emeritus of Kindai University, Ph.D. Yasuhiko ARAKI

近畿大学名誉教授 建学史料室特別研究員 荒木 康彦

1

「禁止」処分を受けたとされる、世耕弘一先生著『統制流行憂多』に関しては、(1)オリジナルが未だに発見されていない事、(2)「禁止」処分の背景及び経緯が一次史料に依って解明出来ていない事の二点の文字通りのアポリアが存する。

(1)の点は、そこに研究・調査の次元で済まない偶然的要素も混在するので、研究・調査の方法論上の問題とは謂えない。他方、(2)の点は、純粹に研究・調査上の問題であるから、史学理論を研ぎ澄まして鋭意取り組めば、解決出来る筈と判断し、沈思を深めて史料探索を長期間に亘り孜々として継続した結果、漸く昨年度末に決定的な一次史料を発見して、相応の解明が出来た。本稿では、この様な『統制流行憂多』に関する最先端の研究状況について論述する事にした。その点について触れる前に、(i)『統制流行憂多』の刊行から没収に至るプロセスや政治的背景、(ii)従来知られている『統制流行憂多』に関する諸史料を悉く挙げて、その関係性を明らかにしておく

たい。

先ず、(i)に関して、その当時の一般的政治情勢²を交えつつ年表風に提示すれば、次の如くになる(ゴシック体は世耕弘一先生関係)。

昭和七年二月二十日の第十八回衆議院総選挙で和歌山県二区に於いて立憲政友会(以後、政友会と略称)公認にて三、一一一票を獲得して、当選。

昭和七年五月十五日、「五・一五事件」勃発し、犬養毅首相殺害され、その結果、政党内閣である同内閣の倒閣。昭和七年五月二十六日、斎藤実内閣が挙国一致内閣として成立。

昭和七年九月十五日、斎藤内閣、「満州國」を承認。

昭和九年七月八日、岡田啓介内閣成立。

昭和九年九月一日発行の政友会機関誌『政友』第四百九號に論説「岡田風船玉内閣」を掲載。

昭和十年十一月一日発行の政友会機関誌『政友』第四百二十五號に論説「岡田内閣の外交を鞭つ」を掲載。

昭和十一年二月二十日の第十九回衆議院総選挙で和歌山県二区に於いて

政友会公認にて六、七五二票を獲得するも次点。

昭和十一年二月二十六日、二・二六事件勃発。

昭和十一年三月九日、広田弘毅内閣成立。

昭和十二年二月二日、林銑十郎内閣成立。

昭和十二年四月三十日の第二十回衆議院総選挙では和歌山県二区において政友会公認にて九三六九票を獲得して当選。

昭和十二年六月四日、第一次近衛文麿内閣成立。

昭和十二年十月二十三日、「企畫院」設置され、戦時統制体制構築の帷幕となる。

昭和十二年十一月、日独伊三国防共協定調印。

昭和十二年十二月一日発行の政友会機関誌『政友』第四百四十六號に論説「英國不可解なり」を掲載。

昭和十三年三月一日印刷納本・昭和十三年三月五日発行の『國家總動員法 法案の内容と解説 附・ドイツ國家總動員法(銀座書房)(シリーズ名は「銀座書房のパンフレット」)を上梓。

昭和十三年三月三十一日、國家總動員法公布。

昭和十四年一月一日発行の政友会機関誌『政友』第四百五十九號に論説「企畫院の思想?」を掲載。

昭和十四年一月五日、平沼騏一郎内閣成立。

昭和十四年八月三十日、挙国一致内

閣として阿部信行内閣成立。
昭和十四年十月十六日、價格等統制令公布。

昭和十五年一月十日発行の政友会正統派による『立憲政友』第十號に論説「諸事統制廃止之事」を掲載するも、同月十三日「削除」処分を受ける(警保局圖書課『出版警察報』第百貳拾五號)。

昭和十五年一月十六日、米内光政内閣成立。

昭和十五年二月二日、第七十五回帝國議會に於ける立憲民政党の衆議院議員斎藤隆夫(一八七〇—一九四九)の所謂「反軍演説」。爾後、各党の解党の動き強まる。

昭和十五年五月三十一日、衆議院議員世耕弘一作『統制流行憂多』は「禁止」処分を受ける(警保局圖書課『出版警察報』第百貳拾八號)。

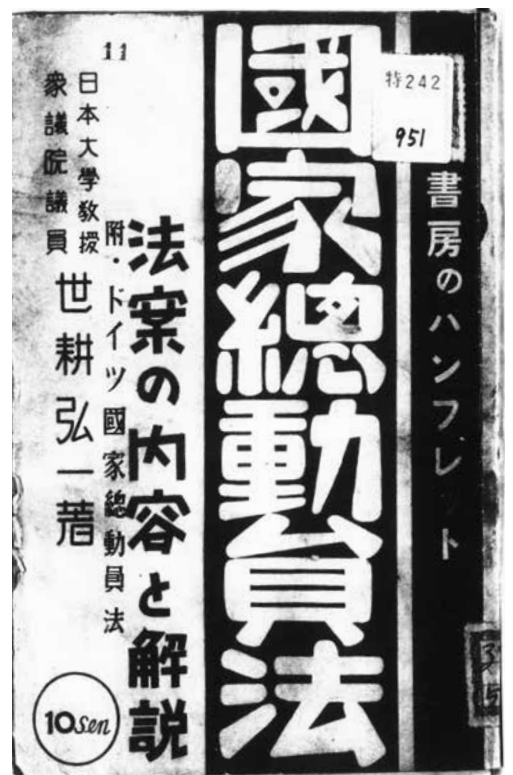
昭和十五年七月二十二日、第二次近衛文麿内閣成立。

ここで、補足的に言及しておかねばならないのは、立憲政友会正統派及び『立憲政友』についてである。その背景として、立憲政友会(以後、政友会とする)の分裂がある。昭和十二年二月に総裁であった鈴木喜三郎(一八六七—一九四〇)が引退し、政友会は鳩山一郎(一八八三—一九五九)・前田米蔵(一八八二—一九五四)・島田俊雄(一八七七—一九四七)・中島知久平(一八八四—一九四九)の四人の「総裁代行委員」によって運営されていたが、議會制政治の擁護を標榜する鳩山派と親軍

的な中島派は党内に於いて対立を深めていき、中島派は昭和十四年四月三十日に臨時党大会開催を強行して、中島知久平を総裁に選出した³。一方、鳩山派は紆余曲折を経て同年五月二十日に臨時党大会を催して久原房之助(一八六九—一九六五)を総裁に選出した⁴。ここに政友會は決定的に分裂し、中島派は政友會革新派、鳩山派は政友會正統派と称される事になった⁵。そして、政友會の機関誌であった『政友』は、昭和十四年六月一日発行の「中島總裁推戴號」(第四六三號)⁶以降、中島派の独壇場と化して、昭和十五年九月一日発行の「解党號」(第四七八號)で終刊となった⁷。政友會正統派が中心になって昭和十四年五月二十日に『立憲政友』第一號を発行したのである⁸。

2

前節で年表風に提示した『統制流行憂多』の刊行・没収に至るプロセスや政治的背景を改めて概観すると、概して世耕弘一先生は政治上の重要な節目に於いて、論説を発表して健筆を揮っていた事が看取出来る。此処で問題として組上に載せている『統制流行憂多』及びそれに先行する「諸事統制廃止之事」以外で、特に刮目に値する著述は『國家總動員法 法案の内容と解説 附・ドイツ國家總動員法』(昭和十三年)及び「企書院の思想?」(昭和十四年)である。『國家總動員法 法案の内容と解説



日本大学教授 世耕弘一著『國家總動員法 法案の内容と解説 附・ドイツ國家總動員法』(銀座書房昭和十三年三月五日發行) 国立国会図書館所蔵(特242・951)の表表紙

説 附・ドイツ國家總動員法』は、先般新たに発見し得た貴重な史料であり、縦約十九センチ・横約十二センチ、全三十七頁の小冊子⁹なのであるが、第七十三回帝國議會で「國家總動員法」が審議中に刊行されたものである。非常に注目すべき本書の目次は、次の如くなっている。

- 一、國家總動員法とは何か
- 二、この法案の重要な論争點
- 三、國家總動員法案と関係ある帝國憲法の諸條項並に其の解説
- 四、國家總動員法案全文
- 五、ドイツ國家總動員法

「一」から「三」まで細かい分析・考察がなされているが、不思議な事に、世耕弘一先生独自の評価・結論が積極的には述べられていない。按ずるに、検閲によって、発禁・没収等を避ける為の高等戦術と判断さ

れ、しかも第三者の次の如き言葉が引用されて、著者としての意見が巧みに述べられているのであろう¹⁰。

(前略) だから此の法律を作ることに反対の人は「これは政府が議會から白紙委任状を取るのと同じことであり、言ひ換へれば議會無視であり或は憲法停止と同様である」と論難してゐるのである。

更に、「四」では「國家總動員法案」の全文が揭示され、「五」では「ドイツ國家總動員法」として、一九三三年にヒトラーが制定した所謂「授權法」(Ermächtigungsgesetz)とその後の関連法律が紹介されているのだが、その前に、次の如く述べられている¹¹。(表記は原文通り)

獨逸は一九一八年十一月勃發したる革命に依り共和國と成り、自

由主義的民主制に基礎を有する憲法、即ちワイマール憲法を發布した。然るに一九三三年一月二十日成立したるヒトラー内閣は組閣後二日目、即ち二月一日先づ國議會を解散すると共に、聯邦中、最も有力なるプロシア邦議會を解散して、同年三月三日總選舉を行ひ、此の選舉後の同月二十日議會を召集して先づ總動員法の骨子とも成るべき「國民及國家の艱難を除去する為の法律」(所謂授權法)を制定すると共に、爾後次の如き諸種の國家總動員法を公布した。(後略)

以上から按ずるに、わが国の國家總動員法の制定は「政府が議會から白紙委任状を取る」に等しく、それによって「議會無視」や「憲法停止」と同様となり、ヒトラーが「授權法」、即ちドイツの國家總動員法で議會を無視し憲法を停止してファシズムへの途を拓いたのと軌を一にするという主張が、本書では巧みに為されているのである。

次に、世耕弘一先生が所屬していた政友會の機関誌『政友』に発表された「企書院の思想?」と題する論説を組上に載せる前に、企書院そのものについて簡単に触れておかねばならない。日中戦争が激化する中で戦時体制構築に資する為、昭和十二年十月二十三日に「勅令第六百五號」で「企書院官制」¹²が公布され、「企書院ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ」、「平時ニ於ケル綜合國力ノ拡充運用ニ

關シ案ヲ起草シ理由ヲ具ヘテ内閣總理大臣ニ上申スルコト」、「國家總動員計畫ノ設定及遂行ニ關スル各廳事務ノ調整統一ヲ圖ルコト」等の「事務ヲ掌ル」とされている。

「企畫院の思想?」は、所謂「新々官僚」(その後、「革新官僚」とも呼ばれた)が蟬集して、右記の如き戦時体制推進の中心的機関となった「企畫院の思想的解剖」を試み、「企畫院の包蔵する思想は資本主義思想か社会主義経済思想?と言ふこと」を「根本的に訊しておかねばならぬ」として、当時の企畫院の施策の幾つかを具に批判的に取り上げた上で¹³、その根本的問題として、次の二点を指摘していると謂えよう。

(1)「企畫院が現在採りつゝある國內政策」が「資本主義の是正」ならば「資本主義の強化発展策」であるべきなのに、「日本の資本主義の強化」ではなくて、「資本主義の修正」への「一步」であり、これは「社会主義の前提」となっている恐れがある事

(2)企畫院で立案される法案は殆どが「國民の死活問題に關する重大法案」であるにも拘わらず國民の意を汲もうとせず「短期間に作成發布」されるものであり、従つて「慎重なる議會の審議すら」も許さず、「全く獨断専行で然も獨善主義である」事

(1)は、真に企畫院の施策の背後にある「思想」を問題としており、自由主義を前提とした資本主義の發

展・強化を目指しているのではなくて、「統制」によつて資本主義を修正する事を志向するものであり、社会主義経済に途を拓こうとするものであると喝破しているのである。(2)は、企畫院の政策の法手続上の問題を指摘するものであり、企畫院の立案するものは「勅令」として導入されており、國民の代表が選出された議會で審査されておらず、立法院としての議會を無視したもので、議會制民主主義ではなくて専制政治となっていると糾弾している。

この様に考察を進めると、ヴァイマル(Wemar)共和国の「相対的安定期」にドイツ留学されて、ヴァイマル憲法下の議會制民主主義の政治を考察されている世耕弘一先生からすれば、企畫院は議會制民主主義を否定して、國家總動員法の制定とそれによる施策によつて戦時体制構築を推進しており、ドイツと同様に、日本をファシズムの淵に追い遣る危険を孕んでいるのである。それ故に、斯かる時流に竿差す企畫院が、議會制民主主義を擁護する世耕弘一先生の政治上の正面の対立者になつていくのは、正しく必然的であつたのである。

世耕弘一先生の企畫院に対する斯かる批判は、畢竟、そこに蟬集する「新々官僚」「革新官僚」とも呼ばれるようになる)への批判にもなる事に想いを輸さねばならない。そして、この点こそは、先に第一節で指摘した先生の岡田内閣に対する手

厳しい諸批判とも関連性を持つていたのであり、そして逆に先生の「諸事統制廃止之事」及び「統制流行憂多」に対する執拗な弾圧に繋がつていく、と判断される。

前述の如く、昭和七年五月十五日の「五・一五事件」によつて、犬養首相が殺害されて、政党内閣である同内閣が倒閣したのだが、挙国一致内閣としての後継の斎藤実内閣は政党に立脚しないものであり、政党勢力が相対的に後退する局面で官僚がそれに相応して独自の動きを示し始めるのであり、つまり「新官僚」の現出とされている¹⁴。だが、軍部との関係性のあつた「新官僚」は、昭和十一年の二・二六事件に間接的に関わつた面もあつたようであつて、これを契機にして「新官僚」の存在は希薄になつていく¹⁵。

先に挙げた世耕弘一先生の批判か

らも推測されるように、岡田内閣は弱体だとの批判があり、これを補強する意味合いから、昭和十年五月十日に勅令第百十八號¹⁶により内閣審議會が、その事務局として勅令第百十九號¹⁷により内閣調査局が設置され、後者に各省の新進鋭の官僚が結集することになる¹⁸。林内閣の時代の昭和十二年五月一三日に勅令第百九十二號¹⁹により内閣調査会は廃止されて企画廳が発足したが、それが昭和二年五月二六日に勅令第百三十九號²⁰により設置されていた資源局と合体して、前述の如く昭和十二年十月二三日に企畫院が成立した。日中戦争が本格化する中で、戦時統制体制構築の為の拠点である同院に蟬集するのが、親軍的な一面を持つ「新々官僚」、すなわち「革新官僚」と称せられる存在だったのである²¹。

3

次に(ii)についてであるが、「統制流行憂多」の基になつた「諸事統制廃止之事」について、先ず言及しておかねばならない。

従来知られている限りでは、「諸事統制廃止之事」の存在を指摘する、可信性(Glaubwürdigkeit)の高い唯一の史料は、警保局圖書課『出版警察報』第百貳拾五號(昭和十五年二月)²²掲載の「諸事統制廃止之事」に関する記述であり、そこには「削除」処分の理由が次のように記されている。

立憲政友会(一月十日附 東京市立憲政友会情報部發行) 一月十三日削除

「諸事統制廃止之事」(衆議院議員世耕弘一)ト題スル記事ハ國家總動員法ニ基ク現行統制經濟ヲ攻撃シタル全面的經濟統制反對論ナルガ、斯ル思想ノ宣傳ハ國策遂行上支障アルモノト被認タルニ因リ二四及二五頁削除

『立憲政友』の「第一〇號」の「二四及二五頁」に掲載されていた「諸事統制廃止之事」が「削除」処分とされたのは、「國家總動員法ニ基ク現行統制經濟ヲ攻撃シタル全面的經濟統制反對論」が「國策遂行上支障アルモノ」とされたからである。

『官報』昭和十三年四月一日
第三千四百一十號(曜日)掲載の「法律第五十五號 國家總動員法」(昭和十三年三月三十一日公布)²³は、第拾九條で「統制經濟」について、次の様に規定している。

第拾九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保険料、賃貸料又ハ加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

同條で言及されているのが、具体的には、例えば、昭和十四年十月十六日に公布された勅令七百三號「價格等統制令」等という事になっていく²⁴。

そして、「國家總動員法」の第二十條では、同法運用の上で、「出版物」の掲載に付いての「制限又ハ禁止」処分に關して、次の様に規定されている。

第二十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得
政府ハ前項ノ制限又ハ禁止ニ違反シタル新聞紙其ノ他ノ出版物ニシテ國家總動員上支障アルモノノ發賣及頒布ヲ禁止シ之ヲ差押フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ併セテ其原版ヲ差押フルコトヲ得

更に、同法の第二十條に違反した場合の罰則について、第三十九條において、次の様に規定されている

第三十九條 第二十條第一項ノ規程ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ發行人及編輯人、其ノ他ノ出版物ニ在リテハ發行者及著作者ヲ二年以

下ノ懲役若ハ禁固又ハ二仟圓以下ノ罰金ニ處ス

新聞紙ニ在リテハ編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者及掲載ノ記事ニ署名シタル者亦前項ニ同ジ

ここで重要な事には、前掲の警保局圖書課『出版警察報』第百貳拾五號では「削除」処分を受けた理由の後に、「諸事統制廃止之事」の次の様な抜粋が掲載されているのである。(表記は原文通り)

(前略) 物價高ければしまつする、高ければ物よけつくる、そこで市場も繁盛し、物の不足も充たされて、公正相場が顔を出す。物安ければよけ使ふ、消費節約逆となる、公正相場の低價格、物の消費を助長する。(中略) 物の不足を充すには、高物價より外はない。低物價では物出来ぬ。不景氣政策、低物價、この道理をわきまへよ。(中略) あれも統制これもぞと、統制はやりはもう懲りた。統制止めて、自由相場に建て直せ、時局を救ふ近道ぞ。(中略) 聞け國民の要求を！耳傾けよ民の聲。

先ず國動法やめてくれ、國民が、履行出来ない法律は、無益有害の法令ぞ、官僚獨善で、こしらへあげた法令を無理に通して國動法、このまゝ、吞めば、生命取り。(中略) 道理のあはぬ政治して、國は栄へぬ、民は泣く、金があつても物買へぬ。物のある時、買はにや損、食つてゆかれぬ世となりぬ。餓鬼の仕打ちと言ふなかれ、物の買ひため無理はない。あすの政治が氣にかゝる。民の心が落ちつかぬ。道理じや無理じや胸せまり、あすの日本が思はれる。(中略) 苦心さん懨懨けずり、四百餘州を攻めとつて、守りかためた人達にこんな泣きごと聞かさりよか、無理は言ふまい我慢する、支那を治めるそれまでは、とは言ふもの、次々に、發令される統制令、咽しめられる思ひする。

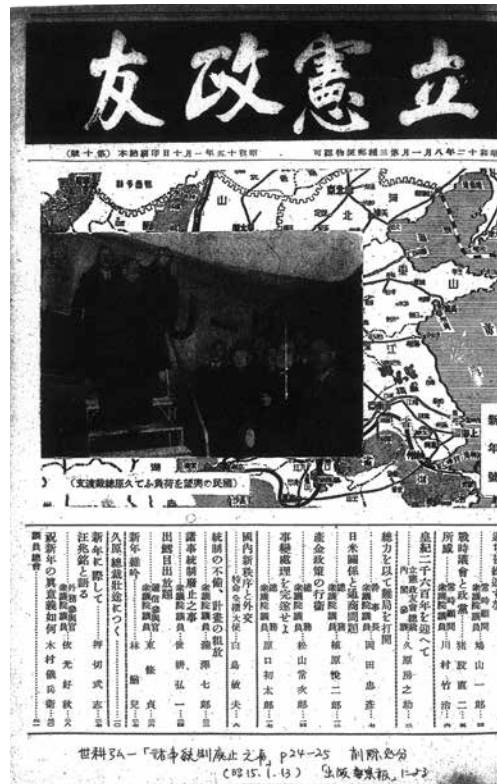
あ、統制令やめてほし。(中略) けちな統制令けつとばせ、モーロ―内閣踏みつぶし、強力内閣樹立して、我春た、へん一億民！(下略)

従つて、ここで浮上するアポリアは、当該「諸事統制廃止之事」が掲載されたとされている『立憲政友』第十號そのものが、従来確認されておらず、前掲の警保局圖書課『出版警察報』第百貳拾五號(昭和十五年二月)三十八

頁の記述通りか否かさえ判断出来ないという事である。種々の調査の結果、東京大学大学院法学政治学研究科附属近代法政史料センター所蔵「明治新聞雑誌文庫」のみに『立憲政友』第十號が収録されている事を見出し、複写依頼して届いた同號を閲覧した処、事実、「昭和十五年一月十日印刷納本」の『立憲政友』第十號表紙（奥付には「印刷納本 昭和十五年一月八日」）発行昭和十五年一月十日」となっている）に掲載された目次には「諸事統制廃止之事……………衆議院議員：世耕弘一」と印刷されているのを確認出来て雀喜したのも束の間、表紙の下部に次の如き書込みがあり、啞然とせざるを得なかった。

世耕弘一「諸事統制廃止之事」P24-25 削除処分

(昭15.1.13)「出版警察報」による



『立憲政友』第十號（東京大学大学院法学政治学研究科附属近代法政史料センター所蔵「明治新聞雑誌文庫」収録）の表紙

そして、複写された同號を紐くと、事実、「諸事統制廃止之事」は見出せなかった。詰まり、警保局圖書課『出版警察報』第百貳拾五號（昭和十五年二月）三十八頁の記述通り、「二四及二五頁削除」の事実が見出せた（！）に過ぎなかった。その後も東京大学大学院法学政治学研究科附属近代法政史料センター以外で、『立憲政友』第十號が所蔵されていないかを調査したが、徒勞に帰した。そこから按ずるに、『立憲政友』第十號の当該頁が削除されたに止まらず、同號そのものが殆ど廃棄さるという甚だしい弾圧を受けたという事なのである。世耕弘一先生が、『立憲政友』第十號の出版主体である「立憲政友會情報部」に提出された原稿は、無論、現存の可能性は極めて低いから、今後も『立

憲政友』第十號を探索するより途は無いであろう。次に、『統制流行憂多』についてであるが、従来知られていた史料としては、次の様なものがある。

(A)『回想 世耕弘一』「小伝」収録の『統制流行憂多 衆議院議員 世耕弘一』（以後、Q・Aと略称）²⁵

(B)警保局圖書課『出版警察報』第百貳拾八號 収録『統制流行憂多』の件（以後、Q・Bと略称）

Q・Aは『統制流行憂多』の全文の翻刻史料であるという点で非常に重要であるのだが、その依拠する具体的な史料が何であるかが、詰まり来歴（Herkmitt）が不明であった。然るに、最近になって世耕弘一先生の東京都池袋の旧宅で、『統制流行憂多』衆議院議員 世耕弘一（以後、Q・Aと略称）なる青焼き複写物が発見された²⁷。Q・AはQ・Aと同一内容であるから、Q・AはQ・Aに基づくものと判断して大過ないであろうが、Q・Aと『統制流行憂多』衆議院議員 世耕弘一のオリジナル（以後、Q・Oと略称）やその本来の手稿史料（以後、Q・Hと略称）との関係性を、今後、史学理論に則って詳しく分析する必要があると不可避となる。これらの関係性の図式を取敢えず簡単に示せば、次の如くなるか。

Q・H→Q・A
Q・O

そして、Q・Bの内容を掲げると、次の通りである。

統制流行憂多

衆議院議員 世耕弘一作

五月卅一日禁止

本書（三五版一六頁活版刷）ハ、東京市豊島區池袋一ノ二居住和歌山縣第二區選出衆議院議員世耕弘一ニ依リ阿部内閣時代秘密出版サレタルモノト認メラレ曩ニ「諸事統制廃止之事」ト題シ、立憲政友一月號二四、二五頁掲載全文削除處分ヲ受ケタル記事ト全ク同一内容ノモノニシテ、全面的ニ統制經濟消費節約低物價政策、國家總動員法施行其ノ他諸國策ニ反對ヲ表明シ、自由主義經濟ヲ謳歌強調シタル露骨極端ナル歌詞ハ徒ラ人心ヲ刺戟シテ社會不安ヲ醸成シ國民ニ政治不信ノ念ヲ生ゼシムル處アルニ因リ禁止。

Q・Bは印刷物であるから、これが立脚するところの、内務省警保局で作成・保管されていた史料（以後、Q・Xと略称）が存在した可能性はある。それらの、関係性の図式を、史学理論に則り明示すれば、次の如くなる。

Q・H→Q・O→Q・X→Q・B

終戦後に連合国(軍)最高司令官
総司令部(GHQ)によって押収さ
れ、その後にアメリカ合衆国側から
返却されて国立公文書館に保管され
ている文書群の中に、内務省警保局
関係史料を見出した。同局が押収さ
れる事を懸念して、文書を大量に処
分したともされる事を裏付けるが如
く、同局の文書は網羅的には残って
いない様である。

しかし、同局の構成を詳しく調査
して「内在的」(immanent)理解を
深め、存在が想定されるQXを残
した可能性がある同局の課・係を絞
り込む作業をしたところ、同局検閲
課保管係が浮上した。そこで、同局
検閲課保管係関係史料を精査した結
果、同局検閲課保管係が作成した文
書群の中にQXと思しき史料を発
見する事が出来た。

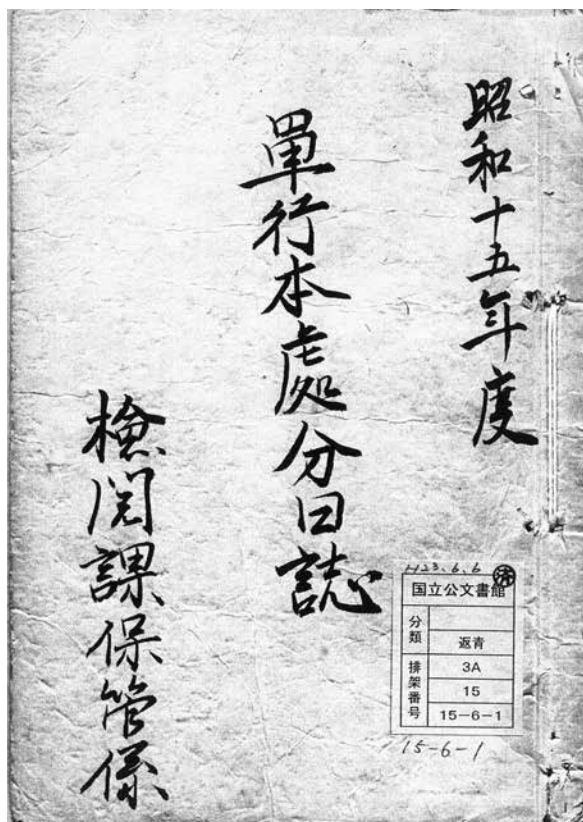
決定的に重要な史料QX収録の
ものが、『昭和十五年度 単行本處
分日誌 検閲課保管係』²⁸という冊子
であり、サイズは縦約二十一・五セ
ンチ・横約十五・五センチで、三十
六丁(表表紙・裏表紙を除く)から
成り、閉紐で括られている。「著譯者」
「題名」「発行日附」「號數」「處分月
日」「型種」「頁數」「處分種別」「發
行地(所)名」「納本申報ノ區別」「手
配要領」「適用」「取扱者印」「起案
月日」の欄が印刷されており、「統
制流行憂多」の場合は七丁表冒頭部
に次の如く記載されている。

「著譯者」には「衆議院議員世耕

著者	題名	発行日附	號數	處分月日	型種	頁數	處分種別	發行地(所)名	手配要領	適用	取扱者印	起案月日
世耕弘一	統制流行憂多	昭和十五年五月三十一日	第一號	五月三十一日	型種	三十五頁	處分種別	東京市豊島区池袋一ノ二番地	納本申報ノ區別	「神奈川」(括弧内)	「和歌山」(括弧内)	「起案月日」

個人情報保護の観点からこの史料に記載されている個人名は判読出来ぬよう処理している。

『昭和十五年度 単行本處分日誌 検閲課保管係』国立公文書館所蔵の七丁表冒頭部



『昭和十五年度 単行本處分日誌 検閲課保管係』国立公文書館所蔵(分類: 返青・排架番号3A・15・15-6-1)の表表紙

弘一」「題名」は「統制流行憂多」(「発行日附」は「不明」)「號數」は「第一號」(「處分月日」は「五月三十一日」)「型種」は「三五版」(「頁數」は「一六頁」)「處分種別」は「安寧風俗」が縦線で消されていて「風俗」が縦線で消されていて「發行地(所)名」は「不明ナルモ著作著所名ハ東京市豊島区池袋一ノ二番地和歌山縣第二区選出代議士世耕弘

一」「納本申報ノ區別」は予め「納本 申報」が印刷されていて「申報」の上の部分に「神奈川縣」と記入されて、「手配要領」は「神奈川」(括弧内の人名は略す)「警視庁」(括弧内の人名は略す)「和歌山」(括弧内は未記入)「電報手配略」(「適用」は「阿部内閣時代ニ政府不信ノ世耕代議士ニ依リ秘密出版サレタモノト認メラレ全面的ニ統制経済共々節約

低物價政策等反対自由主義經濟謳歌強調セル露骨極端ナル歌詞。」「取扱者印」欄には取扱者の署名があり、「起案月日」は未記入となっていて、欄外上部に「寧(ning)」(「寧」は赤色スタンプ)とされている。

右の解説した記述に於ける注目すべき点を列挙すれば、次の如くなる。(a)本書は奥付を欠いていたようで、従って「発行日附」は「不明」とされていると想われるが、「諸事統制廃止之事」が昭和十五年「一月十三日削除」され、本書の「處分月日」は「五月三十一日」となっているから、本書の「発行日附」は当然この間という事になろう。

(b)「處分種別」は「安寧 風俗」が予め印刷されていて「風俗」が縦線で消されているから「安寧」である。(c)「納本申報ノ區別」は予め「納本 申報」が印刷されていて「申報」の上の部分に「神奈川縣」と記入されているから、具体的には当時の「神奈川縣警察部」の「申報」という事になり、検閲の為に「納本」とされていない故に「秘密出版サレタモノ」と断じられているのである。

(d)「手配要領」は「神奈川」「警視庁」「和歌山」とあるので、警保局から「警視庁」及び「神奈川縣警察部」・「和歌山縣警察部」のみに手配が指示され、全国的に「電報」で手配される事は略されたのであろうと判断される。

(e)「適用」欄に記入された文言は、前掲のQ・Bに掲載された文言と殆

と同じ部分が有る事から、この史料こそがQ・Xに他ならず、それ故にこの史料の発見は極めて大きな意義が有ろう。

ここから判明するのは、次の通りである。「國家總動員法」を運用する企画院による戦時統制体制の政策を批判する為に、世耕弘一先生は、昭和十五年一月十日発行の『立憲政友』第十號に「諸事統制廃止之事」を掲載したが、同月十三日に「國家總動員法ニ基ク現行統制經濟ヲ攻撃シタル全面的經濟統制反對論ナルガ、スル思想ノ宣傳ハ國策遂行上支障アルモノ」として、「國家總動員法」第二十條により同論説は「削除処分」とされ、その旨が警保局圖書課『出版警察報』第百貳拾五號（昭和十五年二月）に掲載された。世耕弘一先生はその直後に「諸事統制廃止之事」と同じ内容の冊子『統制流行憂多』を刊行したが、神奈川県警察部が「納本」無しの「秘密」出版物として「申報」して、警保局から監視廳・神奈川県警察部・和歌山縣警察部に手配が指示され、『統制流行憂多』は昭和十五年五月三十一日に「安寧」案の理由で「禁止」処分となり、その旨が警保局圖書課『出版警察報』第百貳拾八號（昭和十五年六月）に掲載された。

本稿のこれまでの陳述から、精緻な史学理論を援用して、採取した一次史料を批判的に検討する事（『史料批判』Quellenkritik）により『統制流行憂多』の「禁止」処分の背景

及び経緯が明瞭になったと想われる。そして、これに基いて、『統制流行憂多』の持つ真の歴史的意義が甫て正確に認識される事になるのである。

注

- 1 本稿は、平成二十九年六月七日の本学建学史料室勉強会での報告を論文化したものである。
- 2 一般的政治情勢は、歴史学研究会編『日本史年表 増補版』（岩波書店 平成五年）、拙著『世耕弘一 人と時代』（東信堂 令和元年）等を参照し、これに依拠した。
- 3 栗屋憲太郎『昭和の政党』（岩波書店 平成十九年）三六七―三六八頁。
- 4 栗屋前掲書三六八頁。
- 5 栗屋前掲書三六八頁。
- 6 『政友』第四六三號「中島總裁推戴號」（立憲政友會報局 昭和十四年六月一日発行）。この史料は、文献資料刊行会編のリプリント版（柏書房 昭和五十五―五十六年）を閲覧して、これに依拠した。以後、同断。
- 7 『政友』第四七八號「解党號」（立憲政友會報局 昭和十五年九月一日発行）。
- 8 『立憲政友』第一號（昭和十四年五月二十日発行）。
- 9 『國家總動員法 法案の内容と解説 附・ドイツ國家總動員法』（銀座書房 昭和十三年）は、国立国会図書館所蔵本（特記なし）。

951）を閲覧して、これに依拠した。

- 10 前掲書二頁。
- 11 前掲書三十四―三十五頁。
- 12 『官報 昭和十四年十月十五日（昭和十四年十月十五日）』は国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧して利用した。
- 13 『政友』第四五九號（立憲政友會報局 昭和十四年一月）五十八―六十頁。
- 14 橋川文三「革新官僚」（神島二郎編『権力の思想』筑摩書房 昭和四〇年）二五二―二五三頁。
- 15 前掲橋川文三「革新官僚」二五二―二五三頁。
- 16 『官報 昭和十四年五月十日（昭和十四年五月十日）』は国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧して利用した。
- 17 『官報 昭和十五年五月十七日（昭和十五年五月十七日）』は国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧して利用した。
- 18 前掲橋川文三「革新官僚」二五四―二五五頁。
- 19 『官報 昭和十五年五月十四日（昭和十五年五月十四日）』は国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧して利用した。
- 20 『官報 昭和二十二年五月二十七日（昭和二十二年五月二十七日）』は国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧して利用した。
- 21 前掲橋川文三「革新官僚」二五六頁。企画院及び官僚の「革新派」については、古川隆久『昭和一二―一四年の企画院』『史学雑誌』第九十七卷第十号 山川出版社 昭和六十三年）も参照した。
- 22 警保局圖書課『出版警察報』第百貳拾五號（昭和十五年二月）三十八頁。この史料は、リプリント版（不二出版株式会社 昭和五十七年）を閲覧して、これに依拠した。
- 23 『官報 昭和十三年四月一日（昭和十三年四月一日）』は国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧して利用した。
- 24 『官報 昭和十四年十月十八日（昭和十四年十月十八日）』は国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧して利用した。「國家總動員法」の制定や「價格等統制令」等の施行で戦時統制經濟を実施する為に特高警察の機能が強化されただけではなく、昭和十三年七月に警保局に「經濟保安課」が設けられ、各府県にも「經濟保安課」等が置かれ、昭和十五年迄に「經濟警察」が強化されていた（萩野富士夫『特高警察』岩波書店 平成二十四年）一二七―一二八頁。
- 25 回想世耕弘一編纂委員會編『回想世耕弘一』（回想世耕弘一刊行会 昭和四十六年）二四三―二五〇頁。
- 26 警保局圖書課『出版警察報』第百貳拾八號（昭和十五年六月）八二頁。この史料は、リプリント版（不二出版株式会社 昭和五十七年）を閲覧して、これに依拠した。
- 27 近畿大学建学史料室所蔵
- 28 国立公文書館所蔵『昭和十五年度 單行本處分日誌 檢閲課保管係』（分類…返青、排架番号…3A・15・15-6-1）。

追記

本稿では近畿大学関係者のみは「先生」としたが、それ以外の人士については敬称を省いているので、この点は諒とされたい。

原典尊重の観点から引用史料の表

新刊書紹介



世耕弘一先生の生涯を、近現代史の流れに即して、数多の一次史料に語らしめた画期的な労作。

荒木康彦著

『世耕弘一——人と時代』

印刷・発行…

二〇一九年八月三一日

刊行…東信堂株式会社

版型…四六版

頁数…一八七頁

本書の「はしがき」によれば、市販されていない近畿大学附属高等学校(七校)及び近畿大学工業高等専

現・漢字は、原則として、そのままにしている。

個人情報保護の観点から、一部史料の人名は判読出来ぬように処理した。

門学校の自校教育の副読本『世耕弘一とその時代』(近畿大学附属高等学校特別推薦入学試験の受験選考方法検討委員会刊行・近畿大学管理部用度課出版印刷、二〇一五年四月二七日に印刷・発行)を基にして、それ以降に本広報誌に掲載された著者の論文での成果、近年著者が発見した数多の一次史料の厳密な批判的検討から得られた成果で補強して、『世耕弘一——人と時代』と改題して刊行されたのが、本書である。

本書では非常に明晰な文章で描かれる「歴史事実」に、逐一注が付けられて総計三六〇余に上り、典拠である数多の一次史料(貴重な原史料を含む)・文献がその都度挙げられている。そこから分かる様に、読者に提示されているのは、恰も無数のモザイク小片石から構成される壮大なモザイク画の如き客観的な歴史像であり、決してデフォルメされた絵画の如き主観的な歴史像ではない。この点に、歴史家として重要な「知的誠実さ」を著者は堅持している事がよく表れている。

世耕弘一先生が政治家と大学人の両面を持つ事は周知の通りであり、

この両面で^{あざな}糾えられた縄のような形で生涯を貫いた先生が夫々の時代に真摯に対峙した姿を、即ち先生の「人と時代」を、次の如く三時期に分けて、本書は可能な限り一次史料に語らしめて描いている。

【第一部 おおきな旅路】

出生(一八九三年)から留学の為にベルリン到着(一九二三年)までの時期

【第二部 ドイツ留学時代】

ベルリンでの活動開始(一九二三年)からベルリン出立(一九二七年)までの時期

【第三部 大学人として、政治家として】

帰国(一九二七年)から死去(一九六五年)までの時期

世耕弘一先生の「人と時代」が、即ち各時代の歴史的現実の只中に於ける先生の活動が一次史料を用いて「内在的」(inmanent)理解で以て再現されているという意味では、本書は単なる伝記ではなくて、新たなジャンルの歴史書になっているとさえ言える。

第一部では、日本大学関係の多数の史料から世耕弘一先生の学生時代の実像が、外務省外交史料館所蔵の先生の旅券に関する史料から旅券申請の様子が、先生自身の回想と搭乘された伏見丸に関する客観的データから神戸からマルセイユまでの船旅の実際が、当時の欧州旅行案内書と欧州大陸の鉄道の時刻表からマルセイユからベル

リンまでの「鉄路の旅」が、生き生きと再現されている。第一部ではその他に、著者は「苦学」を取り扱った書籍の一八九三年から一九二二年の間の毎年の刊行数から「苦学」盛行の動態を析出して、世耕弘一先生の「学生車夫」としての「苦学」の時期は、「苦学」盛行のピークをなす一時期と合致すると指摘しているが、これは恠に瞠目に値する学術的成果である。

第二部は、世耕弘一先生が恩師の山岡萬之助(一八七六一一九六八)先生宛にベルリンで発信した四通の非常に難解な書簡の解説・現代語訳文が、先ず提示されている。それらの重要な書簡は、山岡先生の子孫の方から学習院大学法学部に寄贈された約三、〇〇〇点の史料(同大学法学部・経済学部図書センターで「山岡萬之助関係文書」として整理・所蔵されている)の中で、著者が発見したものである。四通の書簡の内容が、当時ベルリンで刊行された旅行案内書・外務省外交史料館所蔵の一次史料・当時の他の日本人留学生の書簡や日記と、更に当時のドイツの政治や経済の一般的状況と摺り合せられ、従来殆ど未解明であった世耕弘一先生のドイツ留学の様子が実証的に考察され、ベルリンでの留学が先生に及ぼした影響の大きさが解明されている。しかも、この第二部で更に刮目に値するのは、著者がベルリンの州立中央図書館に所蔵されている『ベルリン住所録 一九二三

年』と題する非常に貴重な史料を発見し、そこから世耕弘一先生の下宿先のヴィルデ(Wilde)家の住所を割り出している点であり、これも亦恊に卓越した学術的達成であろう。

第三部では、世耕弘一先生の戦前期、戦中期、戦後期における政治家としての活動が、近畿大学の創設に至る大学人としての活動が、その時々の歴史的現実の中で、実証的に辿られている。政治家としての活動については、戦前期の統制経済批判、戦中期の翼賛政治に抗した議会活動、戦後期の隠退蔵物資摘発活動、経済企画庁長官・国務大臣としての活躍に特に力点が置かれて、発見した一次史料で克明に辿られている。大学人としての活動については、従来未解明であった、近畿大学の前身にあたる専門学校歴史を必要限りで、近年著者が見出した史料で辿った上で、世耕弘一先生が大阪専門学校を立て直しに起用された経緯や先生による近畿大学の創設の経緯が、建学の精神を踏まえて可能な限り実証的に解明されている。

この第三部では、発見した一次史料から明らかにされた所謂「翼賛選挙」中に世耕弘一先生が受けた凄まじい弾圧の実情、同じく解明された隠退蔵物資摘発活動の実像に関する克明な叙述は、文字通り圧巻である。更に、従来は未解明であった、統制経済を批判して「禁止」処分とされた『統制流行憂多』についても、警保局検閲課保管係の『昭和十五年

度 単行本處分日誌』(国立公文書館所蔵)に記載された詳しい原史料を発見し、その解説・分析から『統制流行憂多』が「禁止」処分となった経緯を解明したのは、世耕弘一先生の研究に於ける極めて大きな貢献であろう。

本書は以上の様に、歴史書として非常に秀れた内容を持つばかりではなくて、装丁も亦異彩を放っている。表表紙には、世耕弘一先生がドイツ留学の際に神戸からマルセイユまで搭乗した日本郵船「伏見丸」(著者所蔵の絵葉書より)の黒煙を吐いて爆走する写真が配されており、それは世耕弘一先生の限りなきチャレンジ精神を象徴するものであるとされている。裏表紙は、意外にも、著者がベルリンで入手した「ミネルヴァの使者」に相応しい姿の「梟」の置物の写真で飾られている。「ミネルヴァの梟は、夕闇迫りて、はじめて飛翔を開始する。」(Die Eule der Minerva beginnt erst mit der einbrechenden Dämmerung ihren Flug) と云う、ドイツの哲学者ヘーゲル(Georg Wilhelm Friedrich Hegel 1770-1831)の著書『法哲学綱要』(Grundlinien der Philosophie des Rechts)序言にある有名な言葉が引用されて、その理由が次の様に識されている。第二次世界大戦直後に「日本国内で物資不足のためにさまざまな問題が生じて、国民がそれによって苦しむ中で、その解決のために弘一は隠退蔵物資を摘発する行

動を開始した。」という世耕弘一先生の政治家としての活躍の様子が、「他の鳥が闇の深まる中に見通しを欠いて巢籠りする時に、森の賢者の梟のみはランランと瞳を輝かせて飛び発つ」(本書一〇三-一〇四頁参照)姿を彷彿させるからである。

工学部 創設六十周年を迎えて

工学部長 旗手 稔

近畿大学工学部は今年で創設六十周年を迎えます。近畿大学の建学精神である「実学教育」と「人格陶冶」を念頭において、日々教育の充実と研究の向上を実践しております。総合大学である近畿大学のなかで、中国地方の広島を拠点とする工学部から毎年巣立っていく卒業生は、日本の産業界を担い各方面で活躍しております。

工学部は昭和三十四(一九五九)年、呉市に工業化学科(現在…化学生命工学科)と機械工学科が創設され、続いて昭和三十七(一九六二)年に経営工学科(現在…情報学科)、昭和四十(一九六五)年に建築学科がそれぞれ設置されました。その後、平成三(一九九一)年には東広島市に東広島学舎の新設を契機に、工業化学科と建築学科を移設し、同時に産業界の動向に合致させるべく新たに電子情報工学科と機械

システム工学科(現在…ロボティクス学科)の二学科を新設して六学科体制にし、平成十三(二〇〇一)年に現在の広島キャンパスに統合しました。平成六(一九九四)年には大学院工業技術研究所(現在…システム工学科)を設置しました。また、平成八(一九九六)年には工業技術研究所を設立し、平成二二(二〇一〇)年に次世代基盤技術研究所として新設され、持続可能な社会を実現するための研究開発と地域産業の発展に貢献しております。

現在、本学部では社会のニーズを理解・認識した大学生としての教養を学び、そして研究開発能力まで兼ね備えることで、各産業界で活躍できる人材を育成する継続的な改善を



世耕弘一先生来校時の教職員と学生代表 本館前にて
1959年(昭和34年)



創設当初の呉学舎 正面入口の景観 1963年(昭和38年)

実施しております。教育理念を主眼に置き、そして「人間性」、「専門性」、「国際性」の三つの要素を有する人格を陶冶し、多様な価値観を受け入れるための教養、さらには地方自治体や地域住民と共同で社会を再構築する地域の活性化にも貢献できる実学教育を長期的な展望で実践しております。

満足できる教育、興味深い研究とそれが遂行できる環境などが学生に

どれだけ提供できるかを共通の課題として常に意識し、学生と教員と職員が三位一体となって、よりよい教育と研究の場になるようにさらに発



移転前の呉学舎

展したいと考えております。

六十年の歴史ある学部として今後も、将来の夢や希望を実現できる教育と研究の両者を兼ね備えた環境のさらなる充実を図り、次世代を担う優秀な人材の育成に取り組んでいきます。

なお、工学部創設六十周年事業として令和元年十月十二日に、ホテルグランビア広島に於いて記念式典・記念講演会・同窓会と合同の祝賀会を開催し、約五百人にご出席いただき、盛会裏に終了することが出来ました。



現在の広島キャンパス

寄贈紹介

― 掛け軸や色紙など

元医学部の尾上氏から



元医学部心臓血管外科の尾上雅彦氏からこのほど、世耕弘一先生直筆の掛け軸「白鶴仟寿亀萬歳」と色紙「久まのなだ 荒れよとままよ ながて海路のひよりあり」の二点が寄贈されました。

尾上氏は令和元年八月末日、本学

心臓血管外科を退職後、以前勤務されていた岸和田市民病院の副院長として転身されています。

本学在職時、「学園の史資料として役立ててほしい」と申し出られ、医学部で掲げられた後、不倒館に収められました。

今は亡きお父様の尾上憲一氏が生前、各種の史料収集が趣味の一つであったそうです。逝去後の多くの遺品整理の中で、弘一先生の書が見つかったものです。

「父は、三和銀行や神戸女子大学に勤めており、その中で、収集したものと思われませんが、今となってはいささつは不明です。でも大学で役立てていただければ幸いです」と話



工学部創設60周年祝賀会での出席者全員による頑張ろうコール

されています。

「白鶴仔寿亀萬歳」は、文字通り、何かのお祝いに書かれたものと思われ、「久まのなだ」は、地元荒波の熊野灘にかけて、いつかきつと穏やかな日がくる、と説いたもので

不倒館を訪れた方々

19年前に寄贈された

「龍吟雲外松」の孫お二人

不倒館に掲額中の世耕弘一先生の書「龍吟雲外松」を、元の持ち主のお孫さん二人がこのほど、不倒館を訪れ鑑賞されました。お二人は「弘一先生からおじいちゃんがいただいた書を大切に展示してくれてうれしい」と感激されました。

元の持ち主は、戦前に郡会議員を務められた坂井善三郎氏。お孫さんは、大阪府内在住の上田笙子さんと東千春さん。

この書は九年ほど前、和歌山串本の公民館「出雲支館」が所蔵していたもので、田嶋町長や地元の方々の立会いのもと、近畿大学に寄贈されたものです。縦96センチ、横2・2メートルの大作で、本学は一部修復のうえ常設展示しています。

お二人は、おじい様のことなど思い出話に花を咲かせ、ほかの展示品もご覧になって「弘一先生の湯飲みと同じものをおじいちゃんが使って

しよう。どちらも弘一先生の心やさしい配慮がみてとれます。

なお、尾上氏からは、別途、弘一先生直筆の色紙「心欲小志欲大」と、昭和二十七年一月元旦に差し出された郵便はがきも寄贈されました。

いました。あらためて昔を思い出すことができました」と話されました。この書の寄贈については、平成二十二年十二月二十八日付けの現地新聞などで、修復後の不倒館展示については、本誌の平成二十三年発行の第十四号で、それぞれ紹介されています。



お孫さんの上田さん（右）と東さん（左）

1 本学附属小学校5年生

120人のみなさん

本学附属小学校5年生の児童120人が令和元年六月十一日、不倒館を訪れました。これは毎年の大学見学の一環で、不倒館の他に英語村(Telecubel)、アカデミックシアター、50mプールなども見学しました。

自校学習で創設者のことをしっかりと理解したうえで来館。実際に見る苦学の象徴である人力車や先生の書画、愛用品を興味深く見学していました。特に、弘一先生が少年時代を過ごした和歌山県熊野地方のジオラマは人気で、山から切り出された材木が筏によって熊野川下流の貯木場に運ばれる様子に、歓声があがっていました。



ジオラマを熱心に見学するみなさん

A Way of Life -Seko Koichi- 27号

令和2年(2020年)1月発行

発行者：近畿大学 建学史料室

住所：〒577-8502

東大阪市小若江 3-4-1

TEL：(06) 4307-3091 (ダイヤルイン)

<https://www.kindai.ac.jp/about-kindai/overview/futokan/>

kengaku@itp.kindai.ac.jp

不倒館入館者数

平成21年度(9月開設)	1,951人	平成28年度	2,009人
平成22年度	2,446人	平成29年度	2,369人
平成23年度	2,579人	平成30年度	2,445人
平成24年度	2,971人	令和元(平成31)年度	1,640人
平成25年度	4,172人	総入館者数	29,737人
平成26年度	3,488人		
平成27年度	3,667人		

令和元年(2019年)9月末現在